

都城市

みどりと景観のまちづくり計画



平成25年9月

目次

第1部 計画の内容

1. 都城市みどりと景観のまちづくり計画とは	1
2. 景観とは	1
3. みどりととは	1
4. 本計画の基本的な事項	2
4-1 計画の目的	2
4-2 計画の役割	2
4-3 計画の期間	2
4-4 計画の位置づけ	3
5. みどりと景観の特性	4
5-1 みどりと景観の特性	4
5-2 みどりの効果・機能と現状	7
6. みどりと景観の課題	12
7. 本計画の基本理念と基本方針	14
7-1 計画の基本理念	14
7-2 計画の基本方針	15
7-3 本計画の区域	15
8. 本計画の施策	16
8-1 みどりと景観の施策体系図	16
8-2 みどりと景観の施策内容	18
9. みどりと景観の特性に基づいた取組	20
9-1 みどりと景観特性に基づく「6つの景」	20
9-2 面的景観特性に属する景の範囲	21
9-3 6つの景に対する取組	22

第2部 計画を推進するための制度

1. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	33
1-1 行為の制限について	33
1-2 行為の制限に関する地区区分	33
1-3 届出対象行為	34
1-4 届出対象行為の規模	35
1-5 景観形成基準	36
1-6 駐車場の緑化基準	37
2. 景観法の制度の活用に関する事項	38
2-1 屋外広告物	38
2-2 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に関する方針	39
2-3 景観重要公共施設	40

3. 本計画を推進するための制度について	41
3-1 みどりと景観の重点地区.....	41
3-2 表彰制度・助成制度等.....	41

第3部 計画の運用

1. 計画の実現に向けて	45
1-1 みどりと景観のまちづくりの推進に関する考え方.....	45
1-2 みどりと景観のまちづくりの主体の役割とまちづくり方針.....	46
1-3 計画の運用プロセス	48
1-4 みどりと景観のまちづくり計画に係る庁内体制について.....	49
1-5 計画の達成状況の点検・成果の把握.....	50

第1部 計画の内容



1. 都城市みどりと景観のまちづくり計画とは

景観法では、景観行政団体*が策定する「良好な景観の形成に関する計画」として「景観計画」について定めています。

また、都市緑地法では、緑地の保全と創出、緑化の推進に関する施策を計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを定めた、みどりとオープンスペースに関する総合的な計画として「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（以下「緑の基本計画」とする。）について定めています。本市では、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」については、「みどりの基本計画」として内容の検討を行ってきました。

法制度の面から『みどりと景観』の二つの要素には、景観法による『景観計画』と都市緑地法による『緑の基本計画』が規定されているため、ほとんどの自治体では、両計画を別々に策定していますが、本市の場合では、景観特性や自然環境との関わりから両計画を一体的にまちづくりに展開していくことが効果的と考え、両計画の内容を内包する『都城市みどりと景観のまちづくり計画』（以下「本計画」とする。）を策定します。

本計画は、本市が独自性、創意工夫を発揮して、みどりや景観の保全・形成を行うために、将来のあるべき姿とそれを実現するための公園緑地の整備、自然景観の保全やまちなみ景観の創出、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進などの施策に関する基本的な方針を明らかにするものです。

2. 景観とは

「景観」という言葉は、一般的には、海・山・川・田園などの自然や建物・道路・公園等の人工物などで構成される「景色や眺め」を意味します。

景観法においては、「景観」について、他法令上特段の定義がなく用いられている用語であること、また、良好な景観は地域ごとに異なるものであって、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがあること等により、特段の定義付けがなされていません（「景観法運用指針」）。

景観は、「目に見えるもの」だけでなく、まちの雰囲気や印象といった「目に見えないもの」も含めた、様々なもので構成されています。本計画では「景観」を、まちに住む人、まちを訪れる人が、見たり感じたりすることができる「まちそのものの姿」とであると定義します。

3. みどりととは

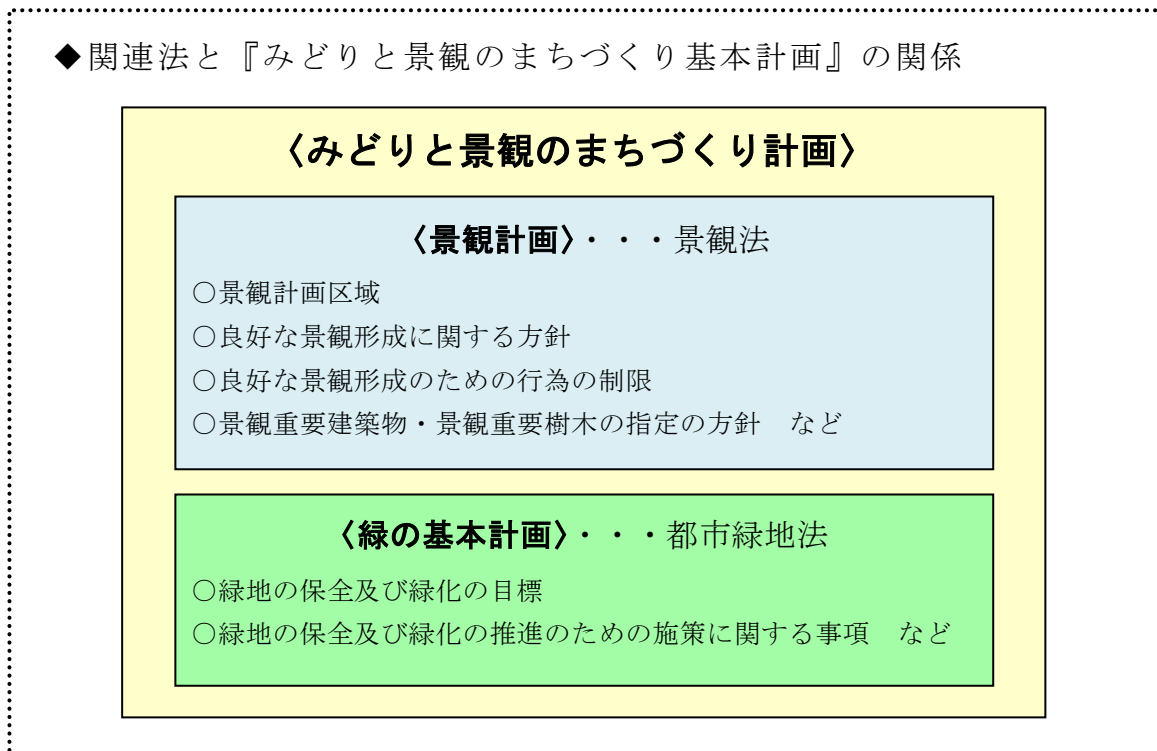
「みどり」は、一般的には樹木、草花等の植物を示しますが、広い意味で植物やオープンスペース、水面等で構成される空間や飾花活動や里山活動など、その空間を使った活動を表す場合もあります。本計画では、後者の広い意味合いを持つ「みどり」を対象とします。

※景観行政団体

景観行政団体は、宮崎県との協議を経て移行することができ、景観計画の策定や景観計画に伴う措置等の景観法全般の行政を担うことができます。本市は平成 21 年度に景観行政団体となりました。



図表 4-1 関連法との関係



4. 本計画の基本的な事項

4-1 計画の目的

本市は、みどり溢れる自然豊かな田園都市です。そして、その大地の恵みから国内トップクラスの農林業の生産額を誇り、農産物を生産・加工・販売する6次産業の仕組みが確立されています。

まちの沿革についても、鎌倉初期に遡り島津発祥の地としての歴史を有し、まちが形づくられ、人が集いにぎわう中心市街地や地域のくらしを支える生活拠点が点在しています。

このように自然環境や歴史に培われた『みどりと景観』が、地域資源としてそれぞれの地域の活力や活動に深く関わっていることから、これらをまちづくりに活かし、さらに本市の魅力を向上させていくための指針となることを目的として本計画を策定します。

4-2 計画の役割

① 「みどりと景観」形成の指針

みどりと景観の形成に関する長期的な視点からの指針を示します。

② 「みどりと景観」形成の施策

よりよい景観を形成するための指導や行為の制限、景観形成や緑化の推進等のみどりと景観に関する施策を示します。

③ 「みどりと景観」の体制づくり

市民や行政が協働によって、みどりと景観の形成に取り組む上での体制づくりの指針を示します。

4-3 計画の期間

平成25年度から平成44年度までの20年間としますが、社会・経済情勢や市民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

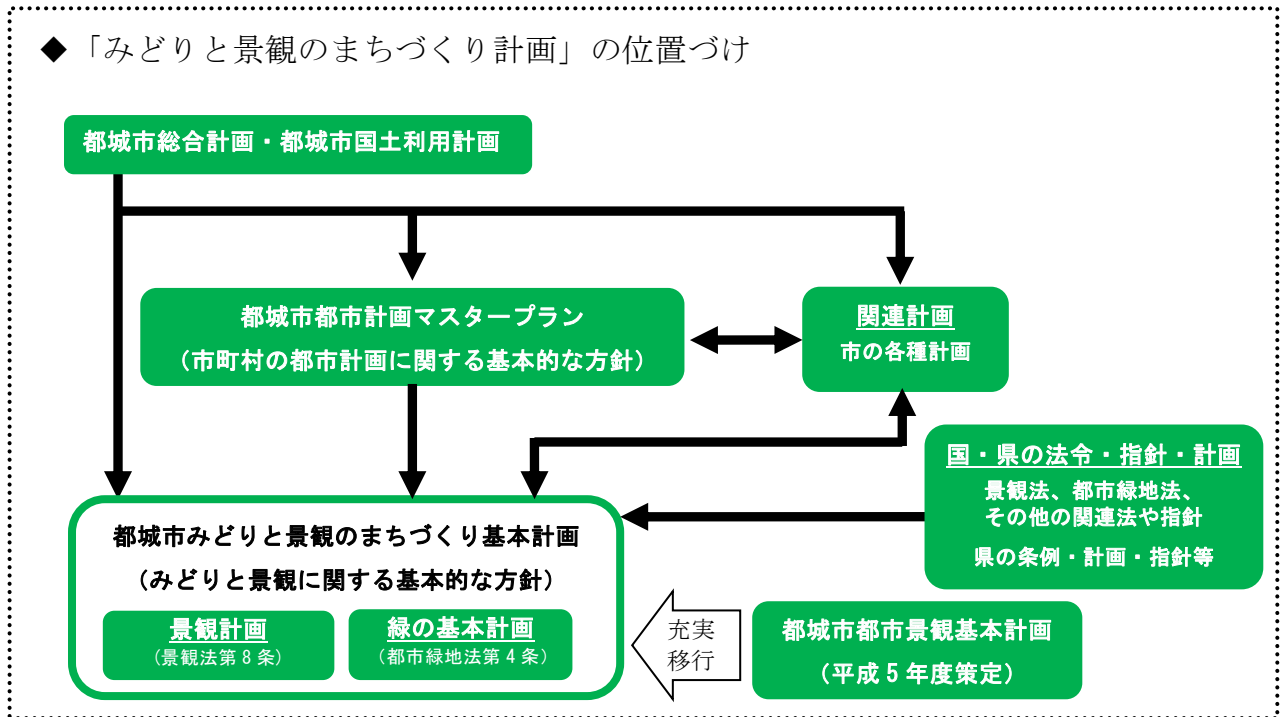


4. 本計画の基本的な事項

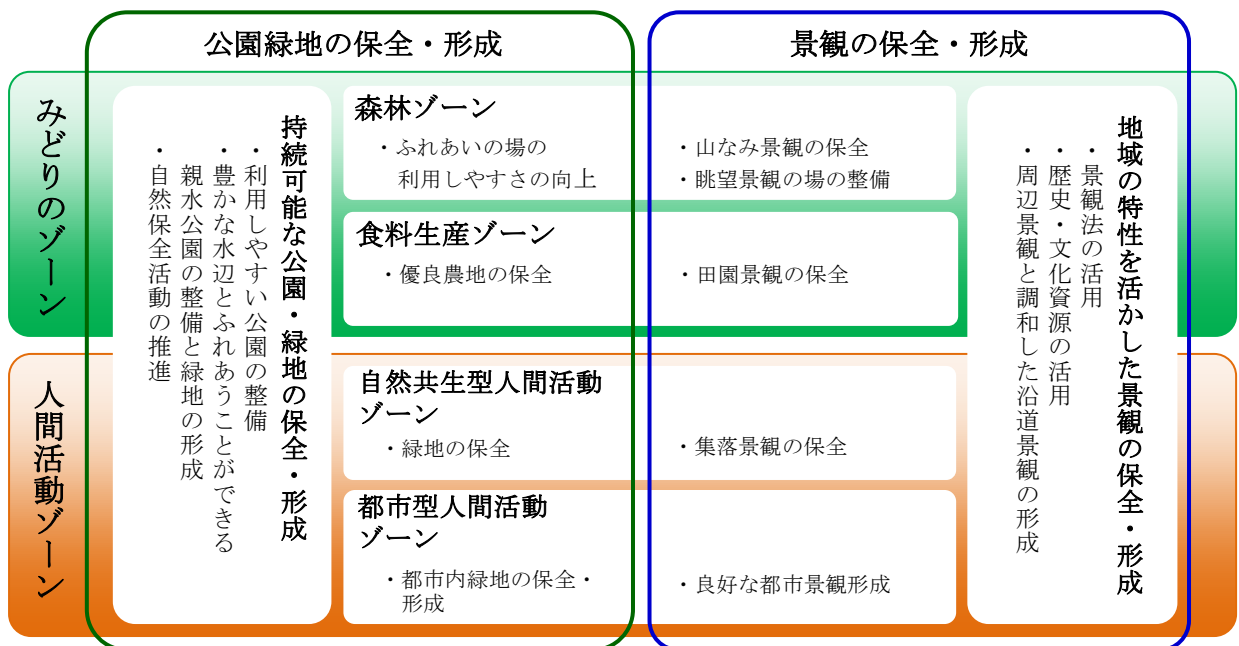
4-4 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく「景観計画」と都市緑地法第4条に基づく「緑の基本計画」を一体的にまとめたものです。また、本市が定める「都城市総合計画」、「都城市国土利用計画」、「都城市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、みどりと景観に関する基本的な方針について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

図表 4-2 計画の位置づけ



図表 4-3 都市計画マスタープランにおける都市環境の基本方針





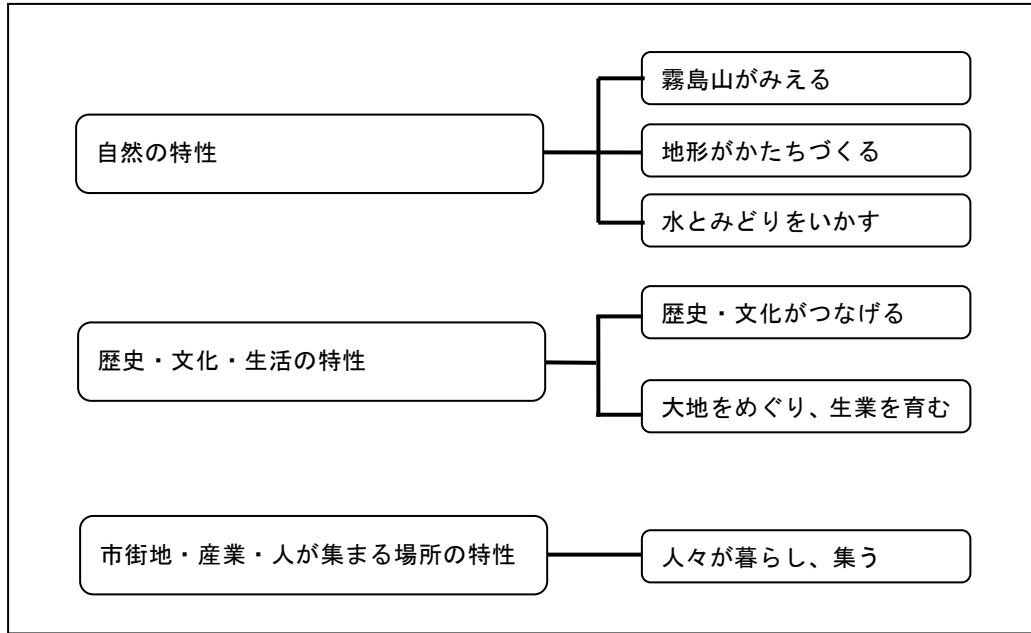
5. みどりと景観の特性

5-1 みどりと景観の特性

視野に入るあらゆるものは景観を形づくる要素ですが、大別すると自然的な要素と人工的な要素に分けられます。また、地域固有の景観には歴史的・文化的な要素も重要な役割を演じています。

本計画を策定するにあたって、これら景観を形づくる要素を下図のとおり分類し、特性を整理しました。

図表 5-1 みどりと景観の特性



霧島山を背景にした良好な森林

雄大な霧島山と手前のみどりが調和した美しい景観の形成



中心市街地の商店街

まちなかのにぎわいづくりが課題



安久町正応寺地区の田園集落

美しい田園の風景に魅かれてU I Jターン者が急増



5-1-1 自然の特性

●霧島山がみえる

霧島山は、昔から都城市民を精神的な部分でつないでいます。それは、霧島山を神と見る信仰の形であり、感謝と祈りをささげる暮らしは、この地に数多くの芸能・文化を生み出しており、景観を考える上では、霧島山を忘れることはできません。

“みやこんじょ”の風景は、まずは「霧島山がみえる」ことを基本に考えていきます。



夏尾町の集落から霧島山が見える風景

●地形がかたちづくる

都城盆地は、平地を台地や山地が取り囲む地形から、高台からは緑地が点在する農地、集落、まちが望め、平地からは丘陵地や山地のみどりを取り囲む良好な景観が望めます。このような本市の特徴的な景観を守っていくためには、地勢を活かすことが重要であり、その地形をさえぎり、地形のイメージを壊してはいけません。

“みやこんじょ”の風景を考える上では、地形がつくり出す良好な「遠景」を守っていくことがとても重要であると考えます。



空から見た、都城の地形がかたちづくる風景

●水とみどりをいかす

水とみどりは重要な景観資源であり、人の心にもゆとりと潤いを与え、豊かな生態系を育みます。かつては、多くの湧水に恵まれた本市も周辺の都市化が進むにつれ、地下水の量が減りました。また、まちなかのみどりも減少しています。

一方、まち周辺には農地が広がり、丘陵地のみどりや屋敷林が点在するなど、みどり豊かな景観も残っています。また、大淀川などの河川景観も、重要な自然景観となっています。

“みやこんじょ”の風景を考える上では、水とみどりを、守り、活かして、育てていくことが重要と考えます。



庄内川（関之尾滝の下流）の自然河川の風景



5-1-2 歴史・文化・生活の特性

●歴史・文化がつなげる

まちの個性ある景観は、歴史の中で積み重ねられたものです。歴史から生まれた景観には、人の営みがあり、それを継承していくことは、いつの時代にも変わらない本市らしさを継承していくこととなります。

本市には長い歴史に培われた良質な歴史・文化的な景観がありますが、それが壊れつつあります。

本市の歴史を知り、そこに隠された景観資源を見つけ、それを見える形で“みやこんじょ”の風景として継承していくことが重要と考えます。



高崎町の歴史を感じる石垣の風景

●大地をめぐり、生業を育む

地形、自然が育んだ歴史・文化の中で、1次産業を中心とした生業が生まれ、それをベースに人々の暮らしが築き上げられています。すなわち、生業の場そのものが本市の生き生きとした景観であるといえます。

食を中心とした1次産業から2次産業へ、さらに3次産業や先端技術研究機能へとすべてが息づく「生業の景観」は、“みやこんじょ”の風景として、守り、育てていくことが重要と考えます。



高城町の広がりのある田園風景

5-1-3 市街地・産業・人が集まる場所の特性

●人々が暮らし、集う

人々が生活し、働き、交流するまちなかや住まいの景観は、暮らしに育まれた景観であり、一番身近な景観でもあります。また、公園や観光施設も、市民、来訪者が集まる交流の場であり、本市の象徴的な景観にもなります。これらの身近なまちや施設は、人工物であり、ある意味、規制や誘導がしやすいものです。

“みやこんじょ”の風景を考える上では、よりよいまちや施設の景観をつくり、直し、そして維持管理していくことが重要であると考えます。



統一感のあるまちなかの風景

5-2 みどりの効果・機能と現状

5-2-1 “みどり”の効果・機能

みどりには、様々な効果・機能があり、空間にうるおいや安らぎを与えるなど、景観形成においても重要な役割を担っています。みどりが持つ効果・機能について、以下のとおり整理しました。

○人と自然が共生する都市環境を確保できます。

樹木などの植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、騒音や振動の緩和、気温の調節などの機能を有し、生活環境の改善に貢献します。

また、都市内の樹林地や河川などの水辺は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を都市に送りこむ風の道を形成するなど、みどりの機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。

○災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できます。

大地震や大火災の発生時において、みどりは火災の延焼防止帯の役割を果たすだけでなく、公園等の緑地は人々の避難地や避難路、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などとして多様な機能を持ちます。また、生垣は台風などの強い風から家を守ります。みどりを適切に配置することで、まちの安全性・防災性を確保することができます。

○多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。

みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、市民生活にゆとりや潤いをもたらすことができます。

○みどりの持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できます。

自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展などに伴い、住民の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。さらに、都市化の進展、少子化・高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど余暇需要は変化しつつあります。

みどりの多様な機能を活用することにより、豊かで質の高い余暇空間を確保することができます。



中原通線



早鈴・岳下通線



5-2-2 みどりの現状

本市は、みどり豊かな都市環境を有していますが、これらの現況を数値で示します。

●緑被率

緑被率とは、一定のエリアのうち、みどりが占める割合のことです。ここでは開発圧力の高い用途地域における緑被率を示します。各地区には、山林や農地、公園等、多様なみどりがありますが、なかでも、高城の用途地域内には、山林や農地が多く残されていることがわかります。

図表 5-2 用途地域における緑被率の比較

区分	比較する調査地区名	緑被率(%)
旧都城市の用途地域	沖水（用途地域内）	21.9
	市街地中心部（用途地域内）	23.7
	旧都城市の用途地域全体の緑被率	23.5
上記以外の用途地域	高城（用途地域内）	68.0
	高崎（用途地域内）	28.1
	山之口（用途地域内）	26.3
	山田中心部（用途地域内）	21.2
	山田谷頭地区（用途地域内）	21.8
	旧都城市以外の用途地域全体の緑比率	39.7
用途地域全体		26.6

注）航空写真から一団 500 m²以上の緑被を抽出したデータを使用しています。

●公園面積

本市には、現在、115 箇所、約 378 h a の都市公園があり、市民一人当たりの公園面積は約 22.2 m²となっています。街区公園・近隣公園などの住区基幹公園から、総合公園・運動公園などの都市基幹公園、さらには特殊公園として風致公園などが整備されています。

図表 5-3 都市公園の種別一覧（供用面積）（単位：ha）

区 分	種 別	箇 所 数	面 積	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	87	25.12
		近隣公園	13	26.75
		地区公園	2	7.72
	都市基幹公園	総合公園	4	153.54
		運動公園	5	48.38
	特殊公園	2	55.75	
	都市緑地	2	61	
計		115	378.26	



図表 5-4 地区別 1 人当り施設緑地面積

地区名	住民基本 台帳人口 (H24. 4. 1) (人)	都市公園 (①) (ha)	公園緑地 施設 (②) (ha)	計 (ha)	1 人当り 都市公園(①) 面積 (m ² /人)	1 人当り 都市公園等 (①+②)面積 (m ² /人)
旧都城市	133,945	217.39	60.02	277.41	16.23	20.71
旧山之口町	6,754	18.54	49.95	68.49	27.45	101.41
旧高城町	11,403	78.53	18.27	96.80	68.87	84.89
旧山田町	7,998	8.70	23.98	32.68	10.88	40.86
旧高崎町	10,143	55.10	19.39	74.49	54.32	73.44
計	170,243	378.26	171.61	549.87	22.22	32.30

①都市公園：都市計画決定された公園や市が都市計画区域内に設置した公園。

②公園緑地施設：都市公園以外の農村公園、市民広場、児童遊園、学校運動場などの公共緑地。

◎国において定めている整備水準

◇緑の政策大綱・・・住民一人当たりの都市公園等面積 20 m²

◇都市公園施行令・・・都市公園の住民一人当たりの敷地面積 10 m²以上

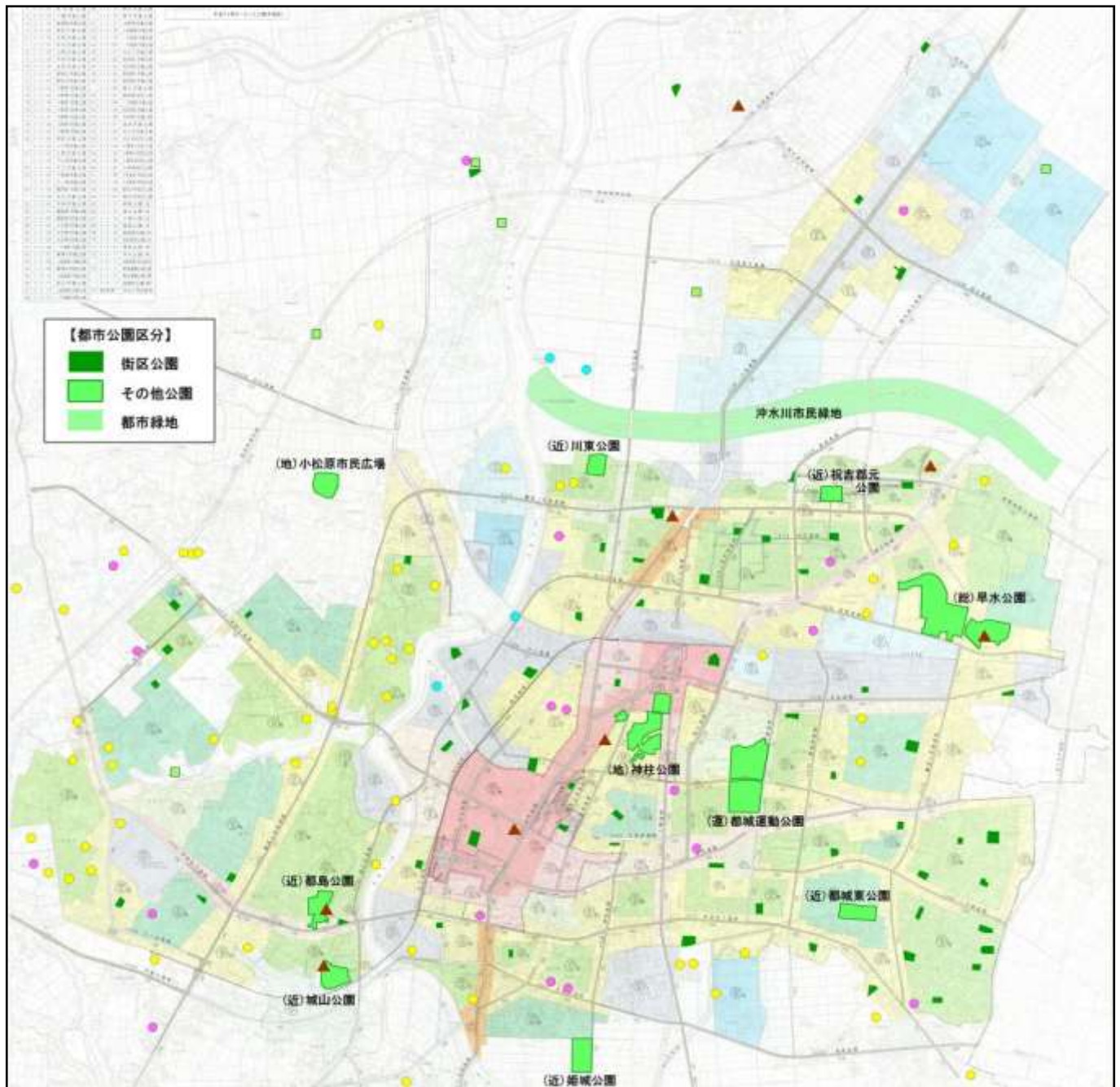
◎都市公園等整備状況(H23. 3. 31 現在)

国・・・9.8 m²/人

宮崎県・・・20.9 m²/人



図表 5-5-2 市街地中心部拡大図





6. みどりと景観の課題

みどりと景観の特性から以下のとおり課題を整理しました。本計画ではこれらの課題解決に取り組み、あるべき将来像を目指して各種施策を展開します。

図表 6-1-1 みどりと景観の課題1

みどりと景観の特性		要素	課題
自然の特性	霧島山がみえる	霧島山の雄大な眺望	<ul style="list-style-type: none"> 市内からの霧島山の遠景景観の保全 大規模建築物、工作物による景観阻害（ガスタンク、清掃工場、ゴルフ練習場等） 眺望点の整備と活用の遅れ、眺望点の不足
	地形がかたちづくる	都城盆地を取り囲む山並み	<ul style="list-style-type: none"> 稜線の保全（遠景） 本市を取り囲む山並みを形成する森林の保全
	水とみどりをいかす	河岸段丘による特有の景観構成	<ul style="list-style-type: none"> 身近に水に触れられる親水空間の不足 斜面緑地。河川堤防の緑の保全（中景の緑） ホテル等が生息する遊水地、せせらぎの保全 保水機能の保全
		带状の緑が形成する美しい稜線	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山など遠景の山並みを背景に、ダイナミックに連続する樹林帯の維持・保全
		みどりの少ない道路網	<ul style="list-style-type: none"> 新たな街路樹、低木などによる幹線道路の緑化 桜並木などの現在の街路樹の保全 主要な街路樹（クス並木等）の保全
歴史・文化・生活の特性	歴史・文化がつなげる	特色ある歴史・文化、生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市内の歴史的・文化的資源に対する価値観の理解や共有化 各地域の特色を活かした歴史・文化、生活風景の継承 寺社林、集落地外縁の緑、屋敷林の保全（近景の緑） 都城らしい景観をつくっている町並みの保全 景観上価値のある古い道筋の保全 田の神様、地域の風土に根ざした景観資源の調査、保全 見過ごされているまちなかの歴史的・文化的資源の再発見と情報発信
		島津発祥の地	<ul style="list-style-type: none"> 島津家にかかわる歴史的資源の保全・活用や資源と一体となったみどりの保全
	大地をめぐり、生業を育む	台地を背景にし、前面に水田が広がる集落景観	<ul style="list-style-type: none"> 本市の生活文化を特徴づける集落単位での景観保全と周辺景観の調和 点在する人工物と自然風景との調和 人々の生活と深く関わる生業の景観を形成している各種緑地の維持・保全



図表 6-1-2 みどりと景観の課題2

みどりと景観の特性		要素	課題
市街地・産業・ 人が集まる 場所の特性	人々が 暮らし、集う	まちなかや工業地における都市風景	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか活動に潤いと誇りを与えるまちなみやデザインの誘導 ・統一性のない広告類による景観阻害 ・まちなかや工業地の景観と潤いを形成するためのみどりの空間の創出 ・市街地内部における緑の不足 ・広大な駐車場による沿道景観の連続性の阻害 ・公園緑地等のまとまりのある緑の保全
		歴史的面影の少ない新しいまち	<ul style="list-style-type: none"> ・新市街地（都原、蓑原、祝吉、広原、一万城等）における景観誘導策の必要
		国道 10 号等の沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線軸としての、沿道建物、屋外広告物等の景観形成 ・電線類の景観への配慮
		各拠点の特色ある景観及び各拠点からの良好な眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設周辺の景観的配慮の不足 ・各拠点からみる周辺の景観形成 ・眺望に配慮した適切な周辺の景観形成 ・各拠点自体の景観、みどりの保全・整備 ・主要な公園の緑の保全 ・景観と利用向上のためのサインの統一とデザイン化 ・地域の人々による地域の暮らしや特色に調和した市民協働によるまちづくりの推進とその人材育成



7. 本計画の基本理念と基本方針

7-1 計画の基本理念

～霧島山と大淀川に育まれた田園都市～ 『人と風土がつなぐ都城の景観』 みやこんじょ

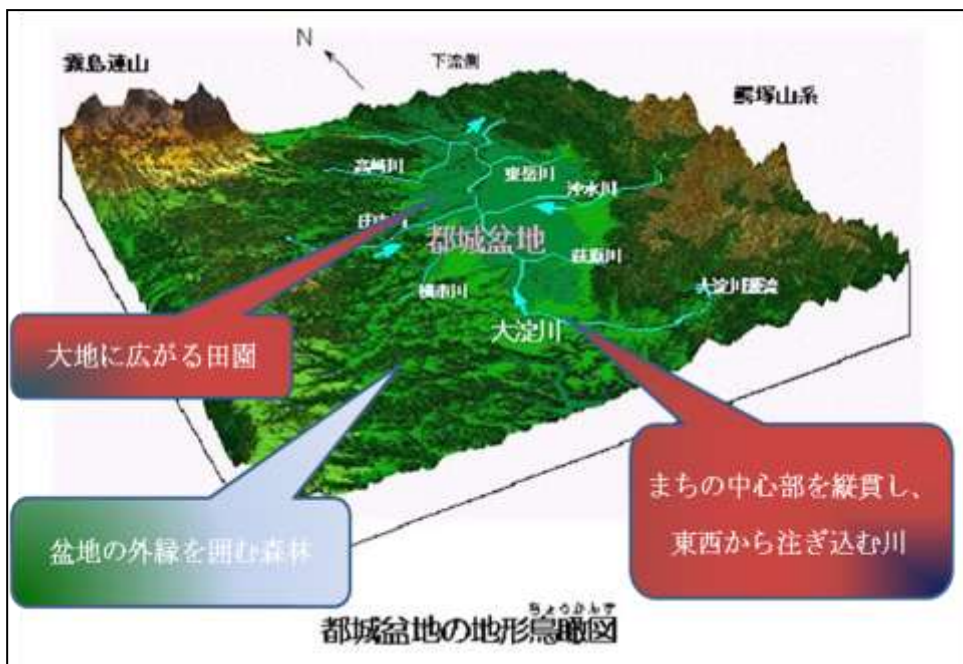
都城を表す言葉として、『父なる霧島山、母なる大淀川』が使われます。

前段の「～霧島山と大淀川に育まれた田園都市～」は、本市の地形構造、水環境から育まれた大地、河川沿いに集約した『まち』、その周辺を取り囲む広い『農地』、そして、盆地の後背を形づくる『山』が、田園都市としての産業に活力を与えるなど、『まち』を支えており、これらの自然と人、暮らし、産業との関係を紐解き、都城らしいみどり溢れる田園景観を形作っているという本市の景観構造を示しています。

後段の「人と風土がつなぐ都城の景観」は、人と風土により都城の景観が形作られていることを示しています。「景観10年、風景100年、風土1,000年」という言葉もあるように、景観を大切に残していけば、やがて、それは風景となり、そして、さらに時間の経過とともにその地の人々の心象に定着し、歴史や文化と結びついた『風土』となります。都城の人達は、郷土への尊敬や愛着を込め、都城を『みやこんじょ』と呼びますが、『みやこんじょ』の呼び名も、その『風土』の一つと言えます。そして、『風土』には、島津発祥の地として連綿と受け継がれた歴史景観についても、地域資源として次の世代につないで大切にしていこうという思いも込められています。また、この『風土』には、「風の人＝都城に訪れる人」、「土の人＝都城に住む人」の意味も込められています。

田園都市としての美しい景観を守り、風景、風土として育てていくことが本市の魅力を高めるという考え方を基本に、それぞれの人が主役となった、優しい人の気持ちや暮らしの営みが景観に頭れ、ふるさとへの愛着と豊かな心を育む、居心地のよいまちづくりを推進します。

図表 7-1 都城盆地の地形鳥瞰図





7-2 計画の基本方針

本計画では、基本理念の実現のため、“みやこんじょ”の「景(=みどりと景観)」を「まもる」、「つくる」、「そだてる」という3つの観点から、基本方針を定めます。また、基本方針は、景観計画の「景観形成方針」、緑の基本計画の「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」に該当するものとなります。

霧島山や河岸段丘などの豊かなみどりに包まれた“みやこんじょ”の景をまもる

本市の地形的な骨格を形成する霧島山や大淀川、河岸段丘の緑、農地などの自然景観や郷土風景の保全を図ります。また、歴史文化を感じさせる景観を地域資源として認識し、愛着と誇りを持てる“都城らしさ”としてまもります。

地域資源を活かした“みやこんじょ”の景をつくる

本市が持つ地域特有の資源や景観要素を活かし、各地域の状況に合わせた方法で地域住民の交流の場ともなる公園緑地や公共施設、道路、河川などの質の向上を進め、水とみどりのエコロジカルネットワーク*化を図ります。特に市民や就労者の日常生活圏で、身近で愛着のあるみどりと、誇りを持てる景観をつくります。また、霧島山への眺望を大切にしたい景観づくりを行います。

市民協働により愛着と誇りを持てる“みやこんじょ”の景をそだてる

公園緑地などのみどりと、身近な生活やまちなみの風景、周囲を囲む山並みと農地からなる風景に愛着と誇りを持ち続けるために、市民が中心となったみどりと景観に関する活動の機会と場の提供・拡大、活動支援体制を進め、市民協働の促進を目指します。また、本市のまちなみや自然によって形成する景観を質的に確保し、景観阻害要因の発生を予防するためのルールづくりを推進します。

7-3 本計画の区域

「景観計画」では、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観法の趣旨にのっとり、目標や実現のための施策などを定めます。また、「緑の基本計画」では、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした都市緑地法の趣旨にのっとり、緑地の保全及び緑化の目標や推進のための施策などを定めます。

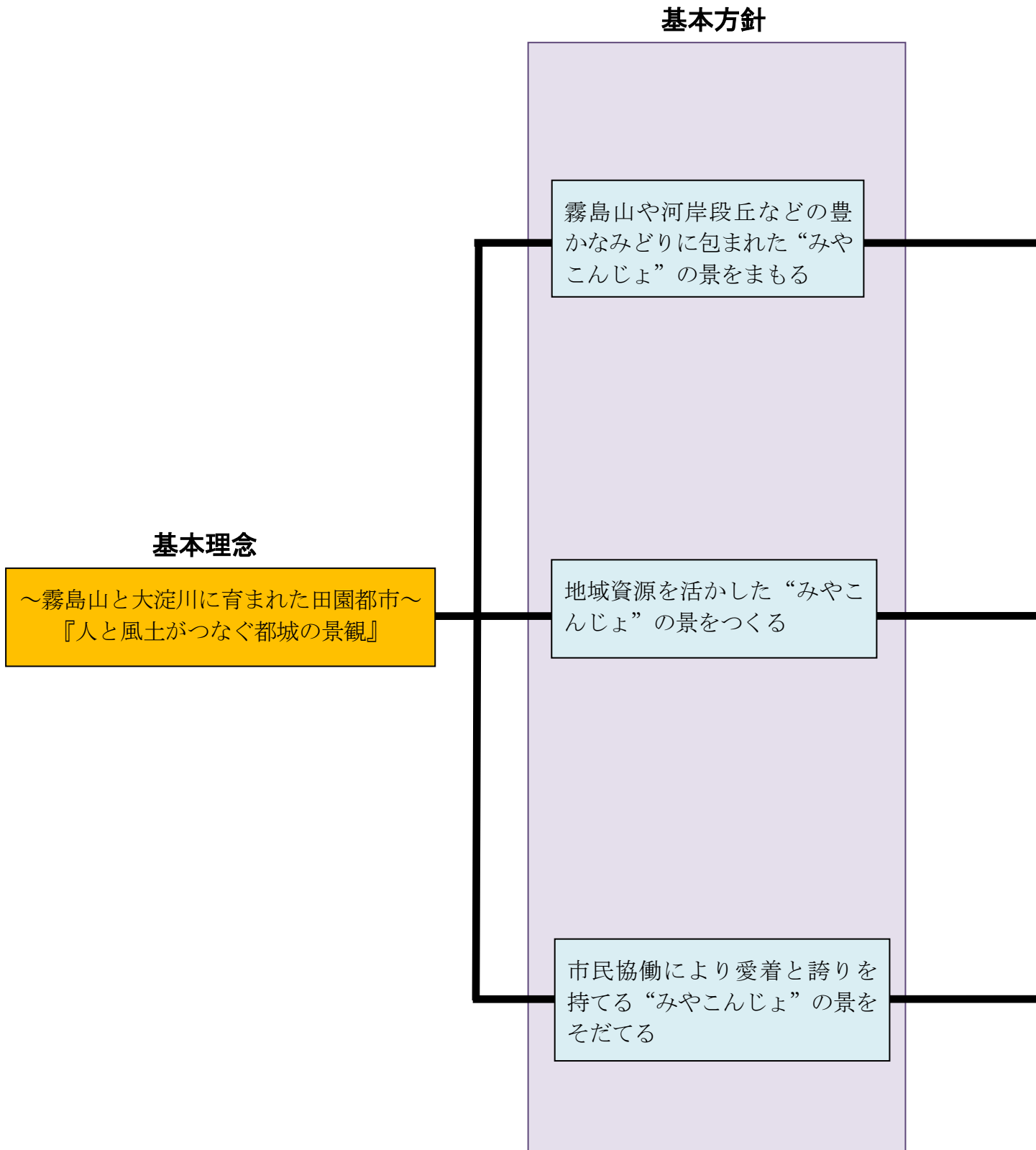
景観計画における景観計画区域及び緑の基本計画の区域となる「みどりと景観の計画区域」は、森林、農地、市街地の風景づくりを一体的に行うため、市内全域とします。

※エコロジカルネットワーク

分断された生物の生息・生育空間を連結し、生態系の回復と生物多様性の保全を図ること、及び、その実践活動のこと。

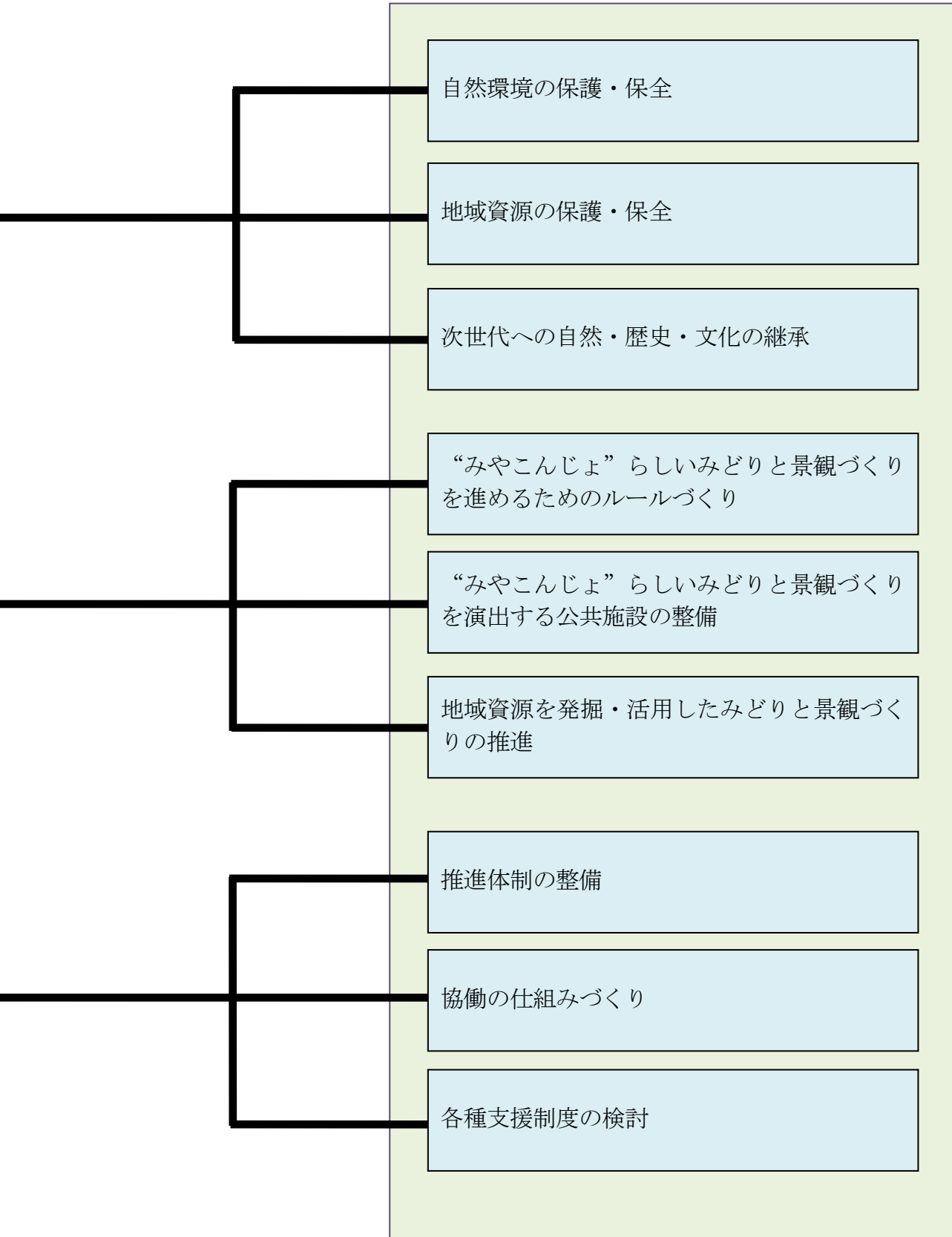
8. 本計画の施策

8-1 みどりと景観の施策体系図





みどりと景観の施策





8-2 みどりと景観の施策内容

霧島山や河岸段丘などの豊かなみどりに包まれた“みやこんじょ”の景をまもる

(1) 自然環境の保護・保全

“みやこんじょ”の景を形づくる森林、里山、緑地、河川等の自然環境の保護・保全を図るとともに、緑化を推進します。

(2) 地域資源の保護・保全

“みやこんじょ”の景を形づくる農地、公園、道路、観光施設等の拠点等の地域資源の保護・保全を図るとともに、緑化を推進します。

(3) 次世代への自然・歴史・文化の継承

地域の象徴的な存在となる建造物や樹木、歴史文化を感じさせる地域資源の保護・保全を図るとともに、地域づくりや教育などをおして、その活用を推進し、次の世代に継承します。

地域資源を活かした“みやこんじょ”の景をつくる

(1) “みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり

地域特有の資源や景観要素を活かし、霧島山への眺望を大切にしたい景観づくりを進めるために、景観づくりのルールとなる景観形成基準を作成し、“みやこんじょ”らしい景観誘導を図ります。

(2) “みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを演出する公共施設の整備・管理運用

公共施設を整備・管理運用する際には、周囲の景観に配慮するとともに、施設及びその周辺の緑化を進めます。また、良好な景観要素となっている道路、河川、公園などは景観重要公共施設への指定を行い、本計画と一体的な管理を行います。

(3) 地域資源を発掘・活用したみどりと景観づくりの推進

地域の生業・歴史・文化等の地域資源を活かしたみどりと景観づくりを進め、特色ある地域づくりを進めます。

市民協働により愛着と誇りを持てる“みやこんじょ”の景をそだてる

(1) 推進体制の整備

庁内体制、審議会、景観整備機構等の組織の整備を行うとともに、PDCA サイクルによる進行管理の運用プロセスの確立を図るなど、推進体制の整備を行います。

(2) 協働の仕組みづくり

市民参加、市民と行政との協働による景観形成や緑化の推進を図るための仕組みづくりを行い、地域づくりの観点から良質な景観形成を進めていく地域を「みどりと景観の重点地区」として指定し、地元と協働して取組を推進します。

(3) 各種支援制度の導入

景観形成や緑化の推進を図るために、各種支援や表彰などの制度を活用し、景観形成や緑化の推進を図ります。



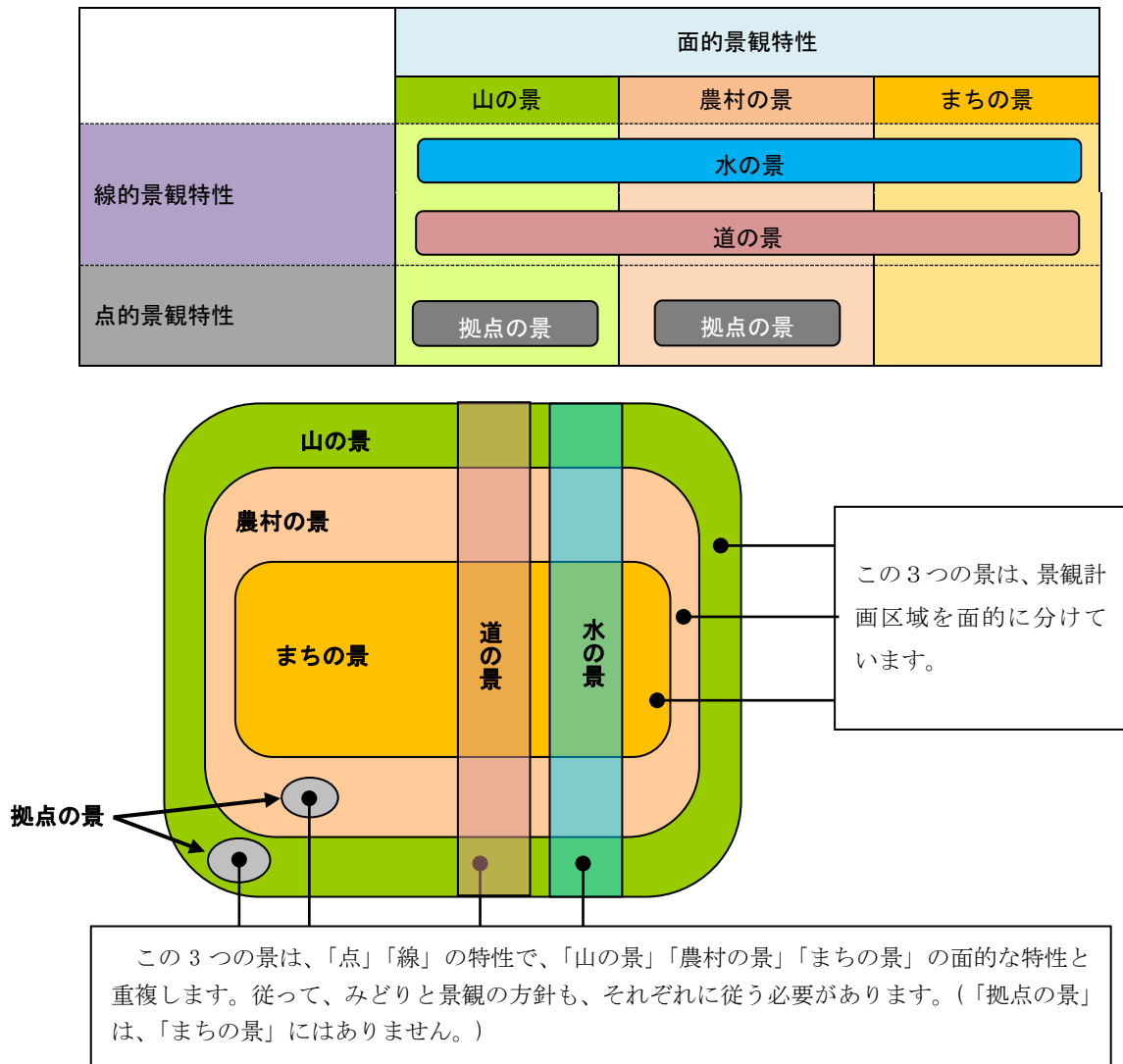
9. みどりと景観の特性に基づいた取組

9-1 みどりと景観特性に基づく「6つの景」

基本方針に基づき施策を展開するには、みどりと景観の特性に基づいて取組を進める必要があります。そのために、みどりと景観の特性に基づいた「6つの景」を設定して、それぞれに対する考え方を整理するとともに、良好なみどりと景観の形成するための取組を定めました。

面的景観特性（「山の景」「農村の景」「まちの景」）は、景観計画区域を面的に3つに分けるのに対し、線的景観特性（「道の景」「水の景」）、点的景観特性（「拠点の景」）は、面的景観特性と重なります。よって、上図のように、「山の景、農村の景、まちの景」と「道の景、水の景、拠点の景」は重なっており、取組を検討する際には、両方の考え方に従うこととします。

図表 9-1 「みどりと景観のまちづくり計画」の「6つの景」



- ※ 『拠点の景』は、構成する山間部と農村部において、地域の生活拠点となっている地域です。
- ※ 本計画では、景観を面的景観特性、線的景観特性、点的景観特性の3つの視点で捉え、6つの景を設定します。

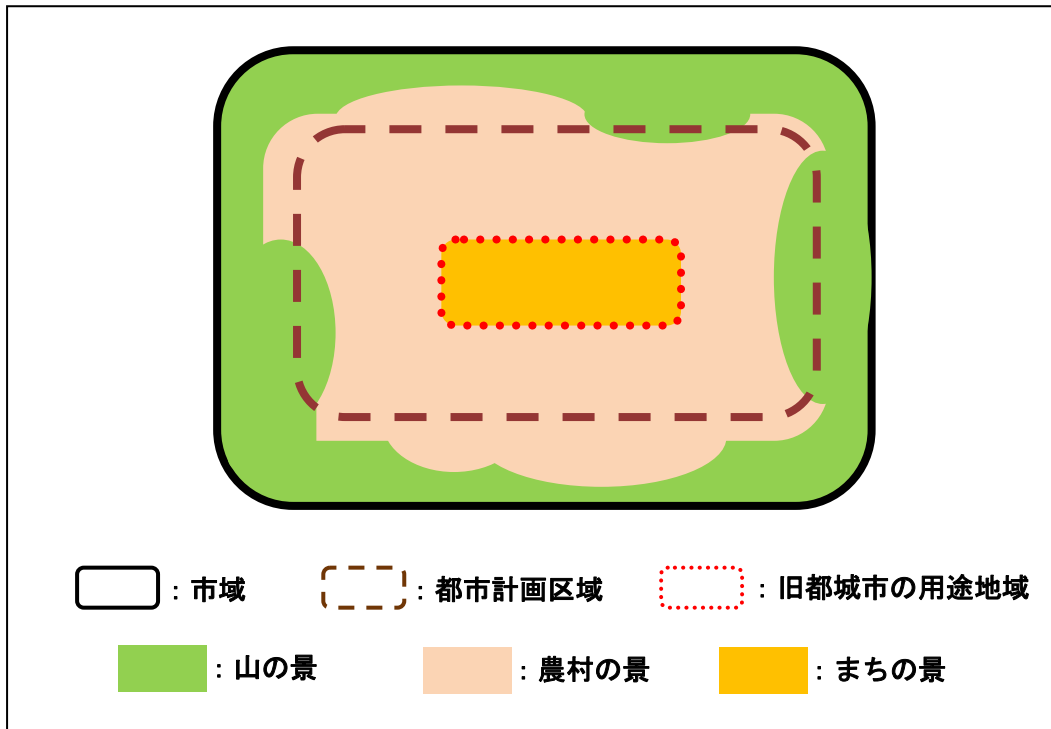


9-2 面的景観特性に属する景の範囲

面的景観特性の範囲は、都市計画区域及び用途地域と盆地を構成する山々の稜線に基づいて概ね以下の範囲となります。しかし、実際に「みどりと景観」の形成を進めていく場合は、現地の特性を踏まえて、取組の検討を行う必要があります。

面的景観特性に属する地区区分と現在の都市計画区域・用途地域との関係は、下図のとおりです。

図表 9-2 面的景観特性、都市計画区域・用途地域との対応



	概ねの範囲	
山の景	旧都城市の用途地域外	都市計画区域外
農村の景		
まちの景	旧都城市の用途地域内	

※ 「まちの景」は、旧都城市の用途地域内となります。

※ 旧都城市の用途地域外及び都市計画区域外は、盆地を構成する山々の稜線で「山の景」と「農村の景」に分かれ、山側が「山の景」、平地側が「農村の景」となります。



9. 景観の特性に基づいた取組

9-3 6つの景に対する取組

本計画では、「7-1 みどりと景観の施策体系図」の「みどりと景観の施策」に従い、6つの景に対して、以下の取組を進めます。

図表 9-3-1 6つの景に対する考え方と取組 1

景と考え方	施策		取組	種別
山の景 自然がかたちづくる風景をいかす景観誘導を図ります。	まもる	自然環境の保護・保全	① 既存制度の活用	みどり・景観
			② 緑地保全制度の活用	みどり・景観
			③ 人工林の保護・保全	みどり
			④ 森林整備計画の見直し	みどり
	つくる	“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり	① 開発行為や建築物等における景観誘導	景観
	そだてる	協働の仕組みづくり 各種支援制度の導入	① 市民協働による森林の保全・育成活動	みどり・景観
② 林業の振興支援			みどり	
農村の景 霧島への眺望を確保し、農地景観をいかす景観誘導を図ります。	まもる	自然環境の保護・保全 地域資源の保護・保全 次世代への自然・歴史・文化の継承	① 地域の伝統と結びついた集落周辺の豊かなみどりの保全と再生	みどり・景観
			② 優良農地の保全	みどり・景観
			③ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定	みどり・景観
			④ 里山の保全・活用	みどり・景観
	つくる	“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり “みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを演出する公共施設の整備 地域資源を発掘・活用したみどりと景観づくり	① 開発行為や建築物等における景観誘導	景観
			② 山並みや麓の農村風景を取り込んだ施設整備	景観
			③ 畜産の里の景観保全・形成	みどり・景観
	そだてる	協働の仕組みづくり 各種支援制度の導入	① 農村環境の保全と質的向上に関する地域活動の推進	みどり・景観
			② 農業の担い手の育成	みどり・景観
まちの景 にぎわいがあるまちの顔としてふさわしい空間の形成と緑化を図ります。	まもる	自然環境の保護・保全 地域資源の保護・保全 次世代への自然・歴史・文化の継承	① 市街地内の既存のみどりの保全	みどり・景観
			② 公園の長寿命化	みどり・景観
			③ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定	みどり・景観
	つくる	“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり “みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり “みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを演出する公共施設の整備	① にぎわいがあるまちの顔として、ふさわしい空間の形成と緑化を図ります。	景観
			② 工場周辺の緑化推進	みどり・景観
			③ 適切な公園・緑地の配置	みどり・景観
			④ 公園緑地等の機能・質の向上	みどり・景観
	そだてる	推進体制の整備 協働の仕組みづくり 各種支援制度の導入	① 景観整備機構の指定	景観
			② 市民協働による緑化活動の促進	みどり・景観
			③ まちなかのみどりへの市民参加の推進	みどり・景観
			④ 市街地の緑化推進	みどり・景観
		⑤ 住宅地の緑化推進	みどり・景観	



9. 景観の特性に基づいた取組

図表 9-3-2 6つの景に対する考え方と取組2

景と考え方	施策		取組	種別
道の景 にぎわいと霧島への眺望に配慮した景観とみどりのネットワークの形成を図ります。	まもる	地域資源の保護・保全	① 良好な歩行者空間の整備・保全	みどり・景観
			② 道路緑化によるみどりのネットワークづくり	みどり・景観
	つくる	“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり	① まちの出入り口としてふさわしい空間の形成	景観
② 幹線道路の緑化			みどり・景観	
そだてる	協働の仕組みづくり	① 市民や事業者の参加による幹線道路の緑化推進	みどり・景観	
水の景 水辺の空間を確保し、みどりのネットワークの形成を図ります。	まもる	自然環境の保護・保全	① 景観や生態系に配慮した河川環境の保全・整備	みどり・景観
	つくる	“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり	① うるおいある水辺の空間形成	景観
			② 水辺の整備、親水化	みどり・景観
			③ 水とみどりのネットワーク形成	みどり・景観
そだてる	協働の仕組みづくり	① 行政、市民・地域団体、事業者等の参加による河川の美化	景観	
拠点の景 山間部、農村部の拠点として周辺と調和した景観形成と緑化の推進を図ります。	まもる	自然環境の保護・保全	① 周辺景観と一体的な拠点施設のみどりの保全、緑化	みどり・景観
	つくる	みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり	① 眺望点としての空間形成	景観
			② 公共施設周辺の緑化と景観形成	みどり・景観
			③ 歴史・文化を活かした拠点づくり・まちづくり	みどり・景観
そだてる	推進体制の整備	① みどりと景観の重点地区の指定	景観	

※ 種別

- ・ 景観 : 景観計画に係る施策に関する取組
- ・ みどり : 緑の基本計画に係る施策に関する取組



山の景

自然がかたちづくる風景をいかす景観誘導を図ります。

○景をまもる

① 既存制度の活用

山間地域に広がる森林は、優れた自然の風景地として、霧島錦江湾国立公園の一部、母智丘関之尾県立自然公園及びわにか県立自然公園の一部に指定されていて、今後も継続してこれら自然公園の保全を図ります。また、保安林や森林整備計画対象民有林、風致地区に指定されている森林は、引き続き指定を継続し、保全を図ります。



霧島山系を背景にした良好な森林

② 緑地保全制度の活用

法的規制の弱い都市近郊林などは、緑地保全制度を活用し、積極的な保全を図ります。

③ 人工林の保護・保全

森林の多面的機能の持続的発揮、地球温暖化防止を図るため、継続的な人工林の保護・保全に取り組みます。

④ 森林整備計画の見直し

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、宮崎県の大淀川地域森林計画に基づいて、都城市森林整備計画の見直しを行い、適切な森林の整備に努めます。

○景をつくる

① 開発行為や建築物等における景観誘導

地形が形づくる風景を壊さないよう、景観形成基準を設定し、開発行為や建築物等における景観誘導を図ります。

○景をそだてる

① 市民協働による森林の保全・育成活動

都市近郊林については、自然体験・野外教育活動や森林ボランティアの活用など、市民との協働により森林を守ります。また、市民・地域団体及び事業者等のCSR[※]活動による森林の保護・保全を支援します。

② 林業の振興支援

後継者育成事業、搬出路（伐出路）等の整備による林業作業環境の向上など、林業の振興支援に取り組みます。

※CSR

企業の社会的責任 企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会（地元住民、従業員等）へ与える影響に責任を持つこと。



農村の景

霧島への眺望を確保し、農地景観をいかす景観誘導を図ります。

○景をまもる

① 地域の伝統と結びついた集落周辺の豊かなみどりの保全と再生

農村集落における屋敷林や社寺林は、本市の歴史的変遷を現在に残す文化的遺産であると同時に、昔から集落の快適な生活環境を創出し、周囲の農地や里山と連続して美しい農村風景を形成するみどりであり、旧来から続く屋敷林等のみどりの保全及び喪失部分の再生を図ります。

② 優良農地の保全

都城盆地に広がる農業振興地域農用地区の水田や畑などの優良農地は、都城盆地独特の開放的な農村風景を形成するみどりとしても重要であるため、農用地の無秩序な開発を抑制し、保全を図ります。

③ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

地域のランドマークとなる象徴的建造物を景観重要建造物への指定により保護・保全します。また、「顕彰木」に選定されている各地域の巨木や古木など地域のシンボルとなっている樹木を対象として、景観重要樹木への指定により樹木の保全を図ります。

④ 農山村の地域資源の保全・活用

農山村の文化・伝統・景観などの地域資源を構成する農地や里山等については、自然体験・野外教育活動の場として利用したり、地域活動の推進、森林ボランティアや市民緑地制度の活用などを図るなど、保護・保全や活用に取り組みます。

○景をつくる

① 開発行為や建築物等における景観誘導

霧島山への眺望にも配慮しつつ、農村の景観を乱さないよう開発行為や建築物等の景観誘導を図ります。

② 山並みや麓の農村風景を取り込んだ施設整備

市域中央を取り囲む霧島山や鱈塚山系の山並みを遠景として、中景となる農村風景を、本市の景観特性として積極的に活用した施設整備を促進します。

③ 畜産の里の景観保全・形成

本市の基幹的な産業である畜産業については、畜舎の配置・意匠など景観に配慮するとともに、放牧を行っている牧場等は営農風景を見せるような施設づくりを行うなど、畜産の里としての風景の形成をめざします。



高千穂牧場

○景をそだてる

① 農村環境の保全と質的向上に関する地域活動の推進

農村のみどりと景観を構成する農地、農業用施設、農村環境等の良好な保全と質的向上を図るための地域活動を推進します。

② 農業の担い手の育成

農業や農村風景を守り育てる担い手となる 農業後継者の確保・育成を図ります。



まちの景

にぎわいがあるまちの顔として、ふさわしい空間の形成と緑化を図ります。

○景をまもる

① 市街地内の既存のみどりの保全

市街地内に存する社寺林・屋敷林・庭木などの既存のみどりについては、市民との協働により引き続き保全を図ります。
また、公園や街路樹等のみどりの適切な管理を図ります。

② 公園の長寿命化

老朽化が進んだ公園については、子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる公園となるような再整備を推進します。

③ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定

地域のランドマークとなる象徴的建造物を景観重要建造物への指定により保護・保全します。また、「顕彰木」に選定されている各地域の巨木や古木など地域のシンボルとなっている樹木を対象として、景観重要樹木への指定により樹木の保全を図ります。



まちなかに点在する貴重なみどりの空間

○景をつくる

① 魅力あるまちなか空間の形成

商業、工業、医療等の高度な都市機能とそれを利用するための利便性に配慮を行いつつ、快適性に優れたゆとりあるまちなみを形成するために、建築物等の景観誘導を図り、訪れたいくなる、住みたいくなる、魅力あるまちなか空間の形成を図ります。

② 工場周辺の緑化推進

まちなかの比較的規模の大きい工場とその周辺に広がる駐車場では、景観的な配慮とともに、まちなかの環境の改善のために、駐車場緑化、緩衝緑地などの緑化の促進を図ります。

③ 適切な公園・緑地の配置

開発行為については、公園緑地との配置バランスを勘案しつつ、緑地の保全と積極的な緑化に取り組むよう指導の継続を図ります。

また、身近な公園が不足している集落内や住宅密集地などについては、既存のオープンスペース等の活用を進めるとともに、借地による用地確保などの柔軟な対応により、緑地広場などの適切な配置に努めます。

④ 公園緑地等の機能・質の向上

地域のみどりの拠点である都市公園等は、防災機能のほか利用実態に応じた機能の充実を図るとともに、公園利用者などによる維持管理や地域行事の場への活用などにより、地域住民と連携した利活用の促進による質の向上を図ります。



○景をそだてる

① 景観整備機構の指定

景観形成に関する事業を行うために、景観法第92～96条に規定されている景観整備機構の指定について検討を行います。

② 市民協働によるみどりと景観づくりの促進

市街地緑化を推進するため、市民協働による緑化活動を促進し、うるおいのある景観形成を図ります。

③ まちなかのみどりと景観づくりへの市民参加の推進

公園や施設などの計画から整備、管理運営の各段階にわたって、子どもから大人までの様々な世代が参画するワークショップなどを実施し、地域に愛されるみどりと景観づくり活動へとつなげます。

また、市民協働により公園や緑地空間の維持管理や市内の緑化活動を行う愛護会や、道路緑化や維持管理、景観づくりを行う市民活動団体などの設立や活動を推進します。

④ 市街地の緑化推進

みどりが少ないまちなかを中心に、緑地協定、地区計画、民有地緑化補助事業などの制度の活用促進により、市街地の緑化を推進し、うるおいのある空間の形成を図ります。

⑤ 住宅地の緑化推進

住宅地においては、敷地外周の生垣化や、庭木や花壇などの植栽、敷地や建物の状況に応じた屋上緑化等の導入を支援するなど、住宅地の緑化を促進し、快適で暮らしやすい空間形成を図ります。



地域住民による道路緑化の維持管理活動

※ 景観整備機構

景観形成に関する事業を行うため、景観行政団体の長によって指定される組織です。規定される具体的な業務は、専門家の派遣や情報提供、相談などの景観形成支援、景観重要建造物と景観重要樹木の管理、景観重要公共施設に関する事業の実施と管理、景観農業振興地域整備計画の区域内での農作業と土地の管理などです。このように景観整備機構は、まちづくりの支援者と実施主体者としての2つの役割を有しています。



道の景

にぎわいと霧島への眺望に配慮した景観とみどりのネットワークの形成を図ります。

○景をまもる

① 良好な歩行者空間の整備・保全

街路樹による根上りなどの影響で歩きにくくなった歩道の改良を行い、街路樹が道路機能に悪影響を与えないような生育環境の整備を行います。

また、緑陰道は、歩行者に気持ちの良い空間を提供するとともに、ランドマークの役割を果たします。交通標識の視認性の確保や道路交通の障害にならないよう安全性に考慮しながら保全します。



緑陰道

② 道路緑化によるみどりのネットワークづくり

郊外の田園地域等とまちなかをつなぐ道路の既存の街路樹を適切に保全することなどにより、都市公園や公共施設など市内のみどりの空間を結ぶみどりのネットワークを維持します。

○景をつくる

① まちの出入り口としてふさわしい空間の形成

眺望に配慮した建築物、屋外広告物、サイン等の景観誘導を図り、まちの出入り口となる幹線道路における沿道の景観形成を図ります。

② 幹線道路の緑化

主要な都市計画道路では、安全の確保を図りつつ、美しく季節感のある並木などの沿道緑化を推進します。



充分な緑化がされた歩道

○景をそだてる

① 市民や事業者の参加による幹線道路の緑化推進

ロードアダプトアシスタント制度*などを活用し、市民や事業者などによる道路の緑化や維持管理活動を推進します。

*ロードアダプトアシスタント制度

行政が公園や道路などについて、市民や事業者などと協働で定期的に美化活動を行う制度。



水の景

水辺の空間を確保し、みどりのネットワークの形成を図ります。

○景をまもる

① 景観や生態系に配慮した河川環境の保全・整備

多自然工法の導入などによる水辺環境づくりを推進し、水辺の景観形成を図りつつ、多様な生物の生息環境を保全します。

また、市街地・集落においては、生活排水や工場排水などの流入を防いで水質悪化を防止するとともに、河川、水路、農業用ため池、湧水池などの美化、緑化活動を推進します。



豊かな自然環境を育む河川の水辺

○景をつくる

① うるおいある水辺の空間形成

本市の豊かな自然の象徴であり、市街地にうるおいを与える河川沿いの建築物等について、景観誘導を図ります。

② 水辺の整備、親水化

河川などの水辺を活用した親水空間の整備を促すため、水とみどりが一体となった水辺の自然環境と気軽にふれあえる場の整備を図ります。



水辺を活かした公園緑地の整備

③ 水とみどりのネットワーク形成

大淀川をはじめとする主要な河川の水辺空間の整備や、緑化の推進により、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

○景をそだてる

① 行政、市民・地域団体、事業者等の参加による河川の美化

環境美化の活動を通して、河川沿いのゴミ拾いや雑草除去等を行い、水辺の景観保全を図ります。



拠点の景

山間部、農村部の拠点として周辺と調和した景観形成と緑化の推進を図ります。

『拠点の景』の拠点とは、構成する山間部と農村部において、地域の生活拠点となっている地域です。霧島山への眺望や田園風景をまもるために、これらの地域では、その周辺に配慮した景観形成を進める必要があります。

○景をまもる

① 周辺景観と一体的な拠点施設のみどりの保全、緑化

観光施設や公園等の拠点は、それぞれの機能に応じて、うるおいある風景、みどり豊かな風景を形成し、周辺景観と一体的なみどりの保全を行う必要があります。

○景をつくる

① 眺望点としての空間形成

観光施設や公園等の拠点は、場所によっては霧島山への眺望点となることから、その施設や周辺の建物については、景観には配慮するものとします。また、公共施設についても霧島山への稜線を確保する、周囲の風景に配慮した色やデザインとするなど、景観に配慮して整備を進めます。



② 公共施設周辺の緑化と景観形成

公共施設は、地域における市民活動の中心になる施設であり、その周辺の景観に及ぼす影響が大きいため、先導的な緑化推進と景観形成に取り組む必要があります。

そのため、公共施設周辺においては、敷地や建物の状況に応じて、植樹帯を配置するなど、様々な手法による緑化の推進と景観形成を図ります。

③ 歴史・文化を活かした拠点づくり・まちづくり

地域の歴史や文化を活かした公園整備や、文化財や社寺など地域の歴史的・文化的景観資源を活用し、これと調和したまちなみ形成を図ることにより、地域のアイデンティティ*を醸成し、特色のある拠点づくりやまちづくりを進めます。

○景をそだてる

① みどりと景観の重点地区の指定

積極的に景観形成や緑化を進める地域を「みどりと景観の重点地区」に指定し、協働と地域づくりの観点から地域の取組を促進します。

※アイデンティティ

個物や個人が様々な変化や差異に抗して、その持続性、統治性、不変性、独自性を保ち続けること。

第2部 計画を推進するための制度



1. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1-1 行為の制限について

良好なみどりと景観を形成するための取組の一つとして、周囲の景観に大きな影響を及ぼす行為の制限を行います。

1-2 行為の制限に関する地区区分

行為の制限は、景観の特性に基づく「6つの景」ではなく、用途地域の設定に基づく地区区分により行います。「みどりと景観の計画区域」を「山間部・農村部」を構成する『自然・田園区域』と「市街地」を構成する『市街地区域』との2つの地区に区分し、それぞれに届出制度と景観形成基準を定めます。良好な景観を形成するためには、届出制度と景観形成基準を遵守するとともに、景観の特性に基づく「6つの景」の考え方を尊重して行為を行う必要があります。

図表 10-1 行為の制限の地区区分

地区区分	範囲	考え方
市街地区域	旧都城市の用途地域	・市街地のみどりと景観
自然・田園区域	それ以外の区域	・山間部及び田園風景が広がる農村部のみどりと景観

○ 山なみへの眺望や田園風景など、本市らしい長閑な景観を守っていくために、『自然・田園区域』には、『市街地区域』よりも強い行為制限を行います。

図表 10-2 行為の制限に関する地区区分の範囲



※ 国立公園は自然公園法、県立自然公園は宮崎県自然公園条例により、風致地区と地区計画はその地区の規制内容により、行為制限が行われます。



1-3 届出対象行為

景観上、問題がある建築物等の立地を防ぎ、良好な景観の形成を誘導するため、以下の4つの行為について、届出を義務付けることとします。

●建築物の建築など

新築、増築、改築又は移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

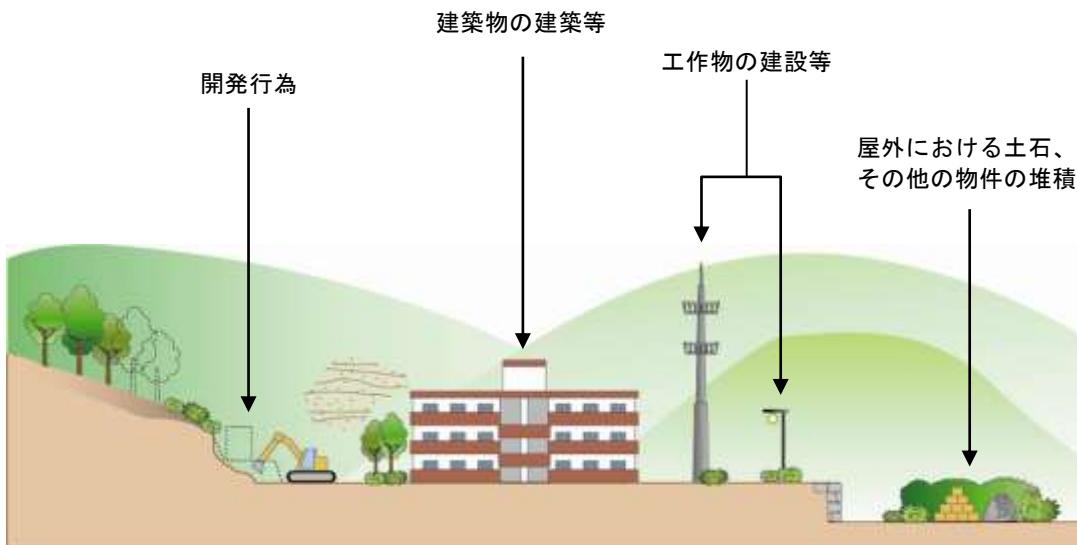
●工作物の建設など

新設、増築、改築又は移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

●開発行為(都市計画法第4条12項)

●屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

図表 10-3 届出対象行為の種別のイメージ





1-4 届出対象行為の規模

届出対象行為の規模は、周辺の景観への影響を考慮して以下の通り定めます。

景観計画区域全域には、景観への影響が強い大規模な建築物・工作物を届出対象とし、「自然・田園区域」では、景観形成基準に沿った誘導を行うため、届出対象規模を「市街地区域」より厳しい設定とします。

建築物(景観法第8条第2項第2号)

	届出対象規模(または)	
	高さ	延床面積
自然・田園区域	10m以上	500 m ² 以上
市街地区域	12m以上	1,000 m ² 以上

※高さ：地盤面から最高部まで

※延床面積：同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、建築基準法に基づき取り扱います。

工作物

	届出対象規模(または)	
	高さ	建築物と一体となつて設置される場合
自然・田園区域	6m以上	12m以上
市街地区域		

※高さ：地盤面から最高部まで

開発行為

	届出対象規模	
	開発区域面積	
自然・田園区域	1,000 m ² 以上	
市街地区域		

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

	届出対象規模(かつ)		
	当該行為を行う区域の敷地面積	堆積高さ	堆積の期間
自然・田園区域	500 m ² 以上	1.5mを超えるもの	6ヵ月を超えるもの
市街地区域			

※敷地面積、堆積高さ、堆積の期間の全てが上記の条件を満たす場合に届出対象行為となります。



1-5 景観形成基準

良好な景観形成を目指して、建築物や工作物、開発行為などに対する規制・誘導を図るために、景観特性により区分した地区ごとに「景観形成の基準」を次のとおり定めます。

建築物

項目	景観形成基準	
	自然・田園区域	市街地区域
高さ・位置	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ◆背景となる山なみの稜線を分断しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
形態・意匠、素材、色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ◆色彩はマンセル値*により色相 R、YR、Y は彩度 6 以下、その他の色相は彩度 4 以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化（敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること）に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆敷地内では、透水性が保たれるよう、舗装を最小限にとどめ、オープンスペースは、緑化に努める。
その他の敷地外構など	<ul style="list-style-type: none"> ◆室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。 ◆配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色とするなど目立たないようにする。 ◆駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などを行う。 ◆道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。 	

工作物

	景観形成基準
自然・田園区域	<ul style="list-style-type: none"> ◆擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するものについては、緑化できる構造とするか、前後、上部を緑化し、構造物の見えがかりを少なくする。その他の工作物については、建築物の基準に準拠する。
市街地区域	

※マンセル値

マンセル表色系と言われる表現方法で、特定の色を色相(色合い)・明度(明るさ)・彩度(鮮やかさ)の3つ属性により数値表記したものです。本計画では「自然・田園区域」の建築物等について、鮮やかな色の利用を制限します。



1. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

開発行為

	景 観 形 成 基 準
自然・田園区域	◆大きな造成は避け、極力地形を活かした造成とする。また、木々の伐採も極力抑え、所々に現況のみどりを残す。造成後は、敷地内、公共施設、擁壁において、緑化を行う。
市街地域	

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

	景 観 形 成 基 準
自然・田園区域	◆堆積場所は、道路などの多くの人が見ることができる所から離すとともに、植樹や緑化された塀により、見えにくいように遮蔽する。堆積については、整然と行い、また、高くならないよう分散して堆積する。
市街地域	

1-6 駐車場の緑化基準

緑化の推進と良好な景観形成を目指して、駐車場の設置にあたりを次のとおり緑化基準を定め、建築物に関する届出等の際に指導・助言を行います。

駐車場の緑化基準

	緑 化 基 準
自然・田園区域	◆出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。 ◆植栽などにより、敷地内の緑化を行うこと。
市街地域	



2. 景観法の制度の活用に関する事項

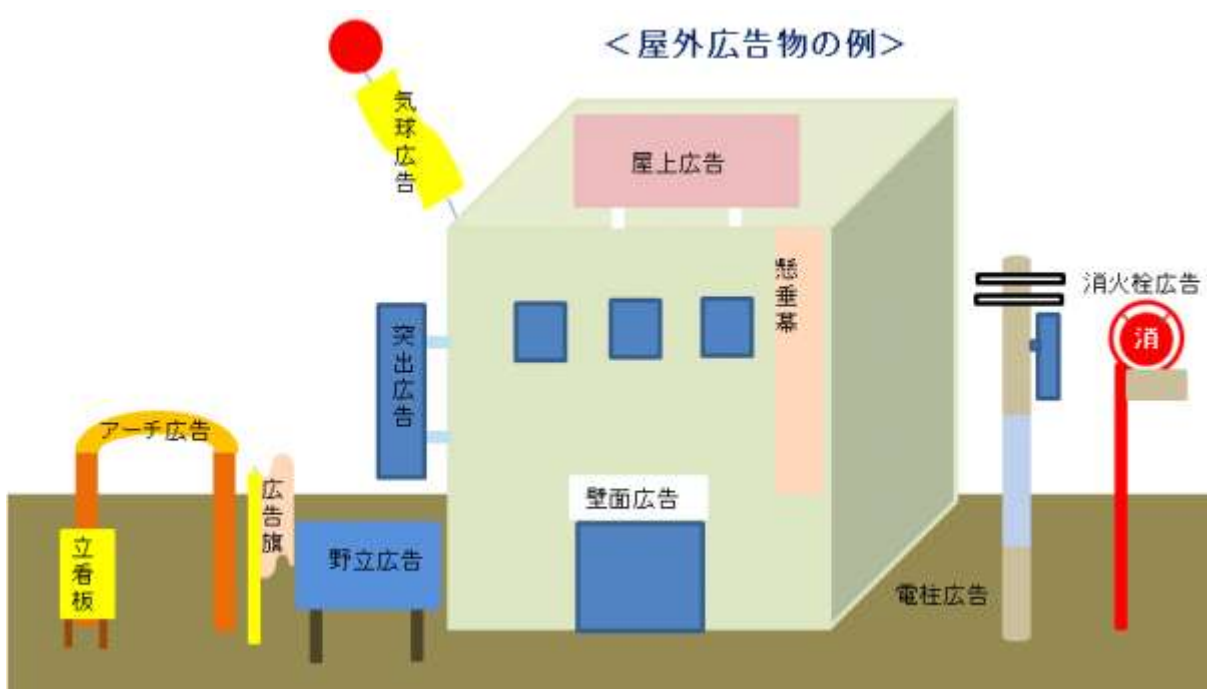
2-1 屋外広告物

「屋外広告物」は「常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告版、建物その他工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいいます。

屋外広告物は、各施設への案内等を目的として表示又は掲出されるため、人々の目に触れやすく景観づくりに大きな影響を与えます。広告物が氾濫したり、地域の状況が無視して出されると、まち並みや景観を阻害し、見る人に不快感を与えることになります。また、安全性に十分な配慮がなされていなければ、強風等で落下、倒壊し、歩行者や車両に大きな被害を及ぼすおそれがあります。

宮崎県では、広告物と地域環境の調和、広告物による危害の防止を目的として、「宮崎県屋外広告物条例」が定められています。本市の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例が適用され、宮崎県が主体となって広告物の規制を行っています。

本計画では、屋外広告物の規制・誘導については、宮崎県の条例に基づいた取組を継続し、本市独自の取組が必要になった場合は、県と協議を行います。



※ 屋外に出されている広告板、広告塔、看板、立看板、はり札、はり紙などをいい、表示内容や表示目的を問いません。一定の概念、イメージ等が表示されていれば該当しますので、絵や写真も屋外広告物になります。



2-2 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に関する方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、地域の個性を活かした良好な景観形成の核となるものであり、これまでの「景観形成対象物」の制度に代わり、景観法に基づく『景観重要建造物』及び『景観重要樹木』を指定し、その維持・保全、活用を図っていきます。

『景観重要建造物』、『景観重要樹木』の指定の方針は、次のとおりとします。

◆『景観重要建造物』の指定の方針

次に示す項目のいずれかに該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

- 地域のランドマークとなる象徴的存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の歴史、文化または建築的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されていること

◆『景観重要樹木』の指定の方針

次に示す項目のいずれかに該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

- 樹形や樹高など美観が優れているもの
- 地域のランドマークとなる象徴的存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の歴史または文化的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されていること



図書館前のクスノキ



図書館の緋寒桜



2-3 景観重要公共施設

景観上、重要な公共施設については、景観計画と一体的な公共施設の整備、管理を行うために、施設の管理者と調整し、『景観重要公共施設』に指定します。

景観重要公共施設の指定の方針としては、以下の考えに基づき行うものとします。

◆指定の方針

- 公共施設が良好な景観要素となっているもの

地域景観の骨格を成す主要な構成要素となっている公共施設や歴史的まちなみなどとの調和が求められる公共施設

- 公共施設整備に伴って良好な景観を再生・創出するもの

地域の顔となるような公共施設

◆『景観重要公共施設』の候補

- 道路

周辺景観に配慮して、公共施設である道路などの景観形成を図ります。

主要な道路については、景観重要公共施設に指定し、道路整備や占用については、道路管理者と調整しつつ、景観まちづくりと一体となった歩道のカラー舗装、街路樹の整備、電線類の地中化、占用物の許可などを行います。

- 河川

自然的空間である河川において、自然護岸の整備や水と親しめる空間の整備を促進します。

主要な河川については、景観重要公共施設に指定し、河川整備や占用については、河川管理者と調整しつつ、景観まちづくりと一体となった自然護岸、親水空間整備や堤防の緑化、占用物の許可などを行います。

- 公園

市民や観光客の憩いの場となる都市公園などについては、景観的にも楽しめる施設整備や維持管理などを行います。

主要な公園については、景観重要公共施設に指定し、公園整備、占用については、公園管理者と調整しつつ、景観まちづくりと一体となった施設整備、植樹、維持管理、占用物の許可などを行います。



電線類の多い道路



まちなかにある早水公園



3. 本計画を推進するための制度について

3-1 みどりと景観の重点地区

本市には、豊かな自然や島津発祥の地としての歴史などから優れた景観資源が点在しています。しかし、これらの景観資源は、景観への配慮のない建物の建築や土地開発などによって壊れつつある現状は否めません。本計画では、これまでの「景観整備地区」に代わる「みどりと景観の重点地区」の制度を設け、特に景観形成を進めるべき地域や次の3つのパターンに類型化される地域づくりと協働の観点から良質な景観形成や緑化を進めていく地域を選定します。

■タイプ1:地域づくり型

くらしの営みの中から、石垣や棚田など本物の良質な景観資源が残っており、これらを『地域の宝』として、まちづくり・むらづくりへの住民の意識が高いところ。

このタイプの重点地区への移行には、本物を大切に残すオーセンティシティ^{※1}の考え方に基づき、『地域の宝』を地元住民が、その価値を認識して、後世に継承していくことが地域づくりにつながっていくといった活動の目標づくりが重要となります。

■タイプ2:官民協働型

緑地帯を敷設する幹線道路や電線地中化など高質な公共空間整備の機会に、沿道の民地側も協働して、まちなみの形成を行い、その整備効果を高めるもの。

沿道住民による緑地の管理活動や、まち歩き、イベントなどのレクリエーション、景観づくり地域団体としての活動等を通じて、まちづくりの展開が期待されます。

■タイプ3:施設機能向上型

官民を問わずテーマ性を有した施設について、借景、周辺景観との調和を図ることなどによって、これらの施設が目的とする機能を向上させるものなどは、施設の価値の向上につながります。

3-2 表彰制度・助成制度等

本市では「景観づくり地域団体」及び「みどりの家族」の認定制度、小中学生を対象とした「都市景観図画コンクール」等の表彰制度、生垣や石垣等への助成制度を活用し、景観づくりを進めてきましたが、全国的な制度や他都市の制度で、本市でも実施することが望ましい制度があります。今後は、これまでの制度を見直すとともに、あらたな制度の導入を推進していきます。

<参考：全国的に実施されている表彰制度>

○SEGES (Social and Environmental Green Evaluation System)

「社会・環境貢献緑地評価システム」の通称で、(財)都市緑化基金が、貢献度の高いみどりを評価認定するみどりの認定制度。企業などが積極的に保全・維持・活用に取り組んでいる優良な緑地を認定しています。

○緑の環境デザイン賞 (旧：緑のデザイン賞)

(財)都市緑化基金と第一生命保険㈱の共催で実施されており、みどり豊かな都市環境の形成を図るとともに、みどりのもつ機能を効果的に取り入れたまちづくりプランに対して与えられます。

○花のまちづくりコンクール

(財)日本花の会により、花のまちづくりを国民的な市民運動として普及、定着させるために、全国各地で取り組まれている花やみどりに関わる優秀な活動を表彰する制度。

※オーセンティシティ

にせものに対して本物という意味。歴史景観であれば何でも良いということではなく、本物を目指すこと、地域が作った本物から学ぶことが、まちづくり活動の源泉になる。

第3部 計画の運用



1. 計画の実現に向けて

1-1 みどりと景観のまちづくりの推進に関する考え方

本計画では、私たちのふるさと都城の水とみどり、そして島津発祥の地として暮らしの営みから培われた歴史など優れた景観を資源として、まちづくりに活かしていくために、市民・地域団体、事業者等、行政がお互いの役割を理解しながら、自らが主体となって取り組んでいくことが重要です。

そのためには、本計画で示された基本理念の実現に向けてお互いが連携・協力して、地域の宝と言えるみどりと景観を守り、育て、創ることで、まちの魅力を高めていきます。

以下それぞれの役割について、本計画における各主体の役割分担の考え方を提示します。



関之尾滝上流の紅葉

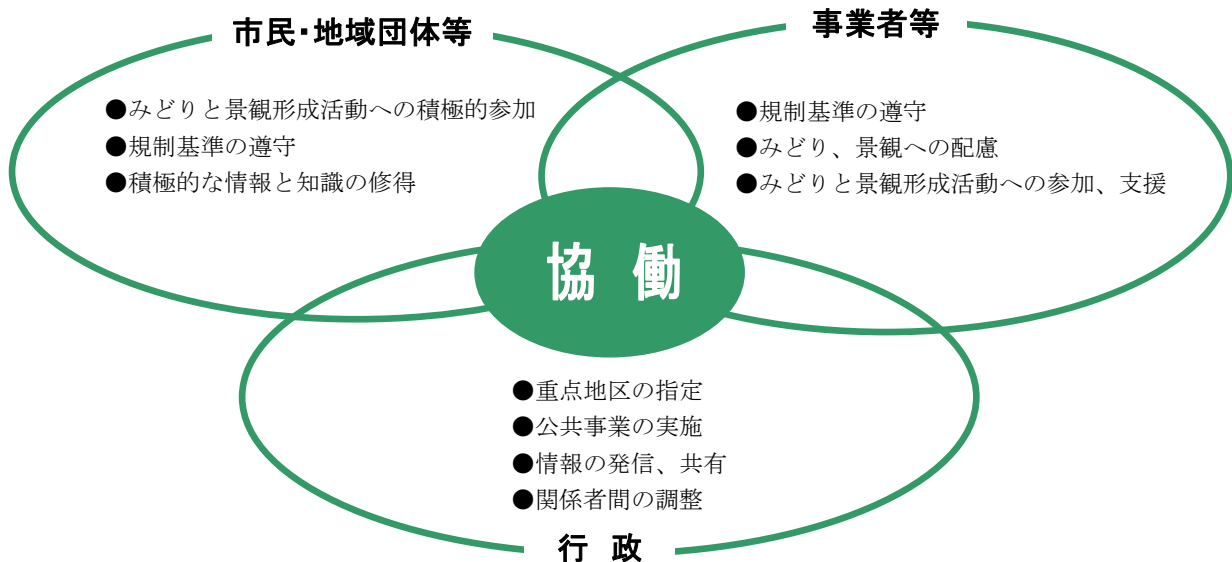


安久町尾平野地区の棚田

1-2 みどりと景観のまちづくりの主体の役割とまちづくり方針

本計画では、市民・地域団体（自治公民館など）等、事業者（事業者、NPO 法人、公益法人、高等教育機関等）等、行政がお互いの役割を理解しながら、自らが主体となって取り組んでいくことが重要です。

図表 13-1 みどりと景観のまちづくりの主体の役割



■市民・地域団体等

地域の風土を育み、環境保全、保養機能など多様なめぐみを受けているみどりと景観を守り、将来へ継承していくために、行政だけではなく市民の積極的な関与と協力が必要であることから、市民総参加によるみどりと景観のまちづくりの実現が期待されます。

そのため、市民は景観形成基準を守ると共に、みどりと景観の価値を認識して、地域の資産として捉え、身近なみどりと景観を、より良きものにしていく行動を自ら実践することとします。

◆市民のまちづくり方針

●地域の花・木をつくり育て、みどりと景観づくり

市民・地域団体等は、景観形成基準を遵守するとともに、建物、敷地の緑化、自治会、NPO などの活動に参加するなど、積極的な緑化活動推進に取り組みます。

●地域と一体となった美しいまちなみづくり

市民・地域団体等は、建物、敷地の緑化、前面道路の維持管理や緑化、景観重要建造物や景観重要樹木などの保護・保全に取り組むなど、地域の象徴となるまちなみづくりに取り組みます。

●行政の協力の下、住民主体のまちなみづくり

市民・地域団体等は、地域主体のみどりと景観のまちづくりの周知を行いつつ、地域資源の掘り起こしや活用を進めるなど、景観づくり地域団体やみどりと景観の重点地区の指定に向けて取り組みます。

●景観づくりへの積極的な提案

市民・地域団体等は、景観や緑化に関する情報と知識の習得に取り組むとともに、みどりと景観のまちづくり計画に即し、計画提案を行います。



■事業者等(事業者、NPO 法人、公益法人、高等教育機関等)

事業者等は、施設の緑化や景観への配慮など企業の社会的貢献活動を進めることで、事業活動への信頼性の向上や地域との共生など、イメージアップが期待されます。そのためには、施設の新設・更新時における景観形成基準の遵守や、地域のみどりづくりへの積極的な参加が期待されます。

◆事業者等のまちづくり方針

●事業所等と周辺地域と一体となった美しいまちなみづくり

事業者等は、建物、敷地の緑化、前面道路の清掃活動などに自ら取り組むことが期待されます。また、公益法人等は景観整備機構としてみどりと景観のまちづくり計画を推進する実施主体となることが期待されます。

●土地利用、施設等整備にあたっては、基本理念に即した良好な景観形成

事業者等は、景観形成基準を遵守するとともに、周囲の景観と緑化に配慮し、緑化を進めるなど、地域の象徴となるみどりや景観づくり、施設・設備等の維持管理などに取り組むことが期待されます。

●専門的知識を活かした地域への貢献

事業者等は、その専門的な知識や経験を活かして、行政や市民等の各実施主体に指導・助言をはじめとした支援を行うとともに、実施主体として積極的に計画の推進を担っていくことが期待されます。

●景観づくりへの積極的な提案

事業者等は、景観や緑化に関する情報と知識の習得に取り組むとともに、みどりと景観のまちづくり計画に即し、計画提案を行うことが期待されます。

■行政

行政は、みどりと景観について、規制基準の制度化や、公共事業の主体的な事業者であるとともに、長期的で総合的な展望にたったまとめ役としての役割が求められます。

また、情報発信と共有、学習機会の創出、みどりと景観のまちづくり重点地区の積極的な指定など、協働のまちづくりの環境形成や協働事業を推進します。

◆行政のまちづくり方針

●規制基準等の制度化・公共事業の主体的な事業者

行政は、景観行政団体の運営主体として、景観計画等の策定や運用を行い、規制基準等の制度化を進めるとともに、公共事業等の主体として積極的に緑化と景観形成を進めます。

●まとめ役としての役割

行政は、景観行政団体の運営主体として、各主体間の連携推進を図るとともに、みどりと景観のまちづくり審議会(仮称)、景観重点地区、景観整備機構、景観協議会等の制度を活用して緑化と景観形成を進めます。

●情報発信と共有・学習機会の創出

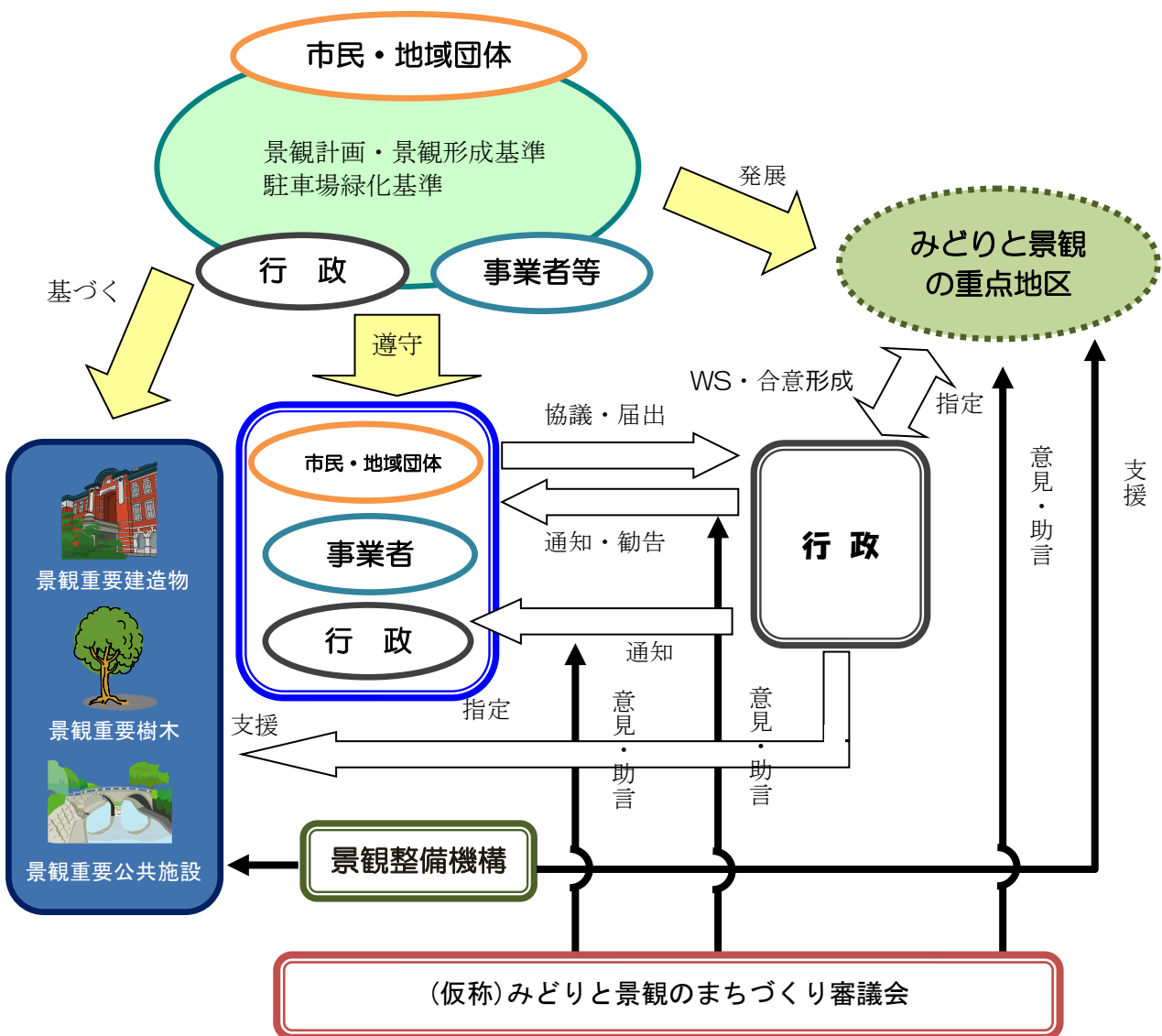
行政は、みどりと景観のまちづくり計画を推進するために、情報の発信と共有、学習機会の創出を図ります。

1-3 計画の運用プロセス

本計画には、みどり豊かな優れた景観という本市の景観特性に基づき、景観法に基づく建築物・工作物や開発行為に伴う規制行為と良質な景観を残していく『景観計画』の側面と、都市緑化の目標を掲げ、それに向かって各主体が取り組む『緑の基本計画』の側面があります。

したがって、市民・事業者への規制・誘導に関する手続きのプロセスに加え、両計画の成果が互いに効果的に機能していく目標を設定して、検証・見直しできる仕組みが重要となります。

図表 13-2 運用プロセス

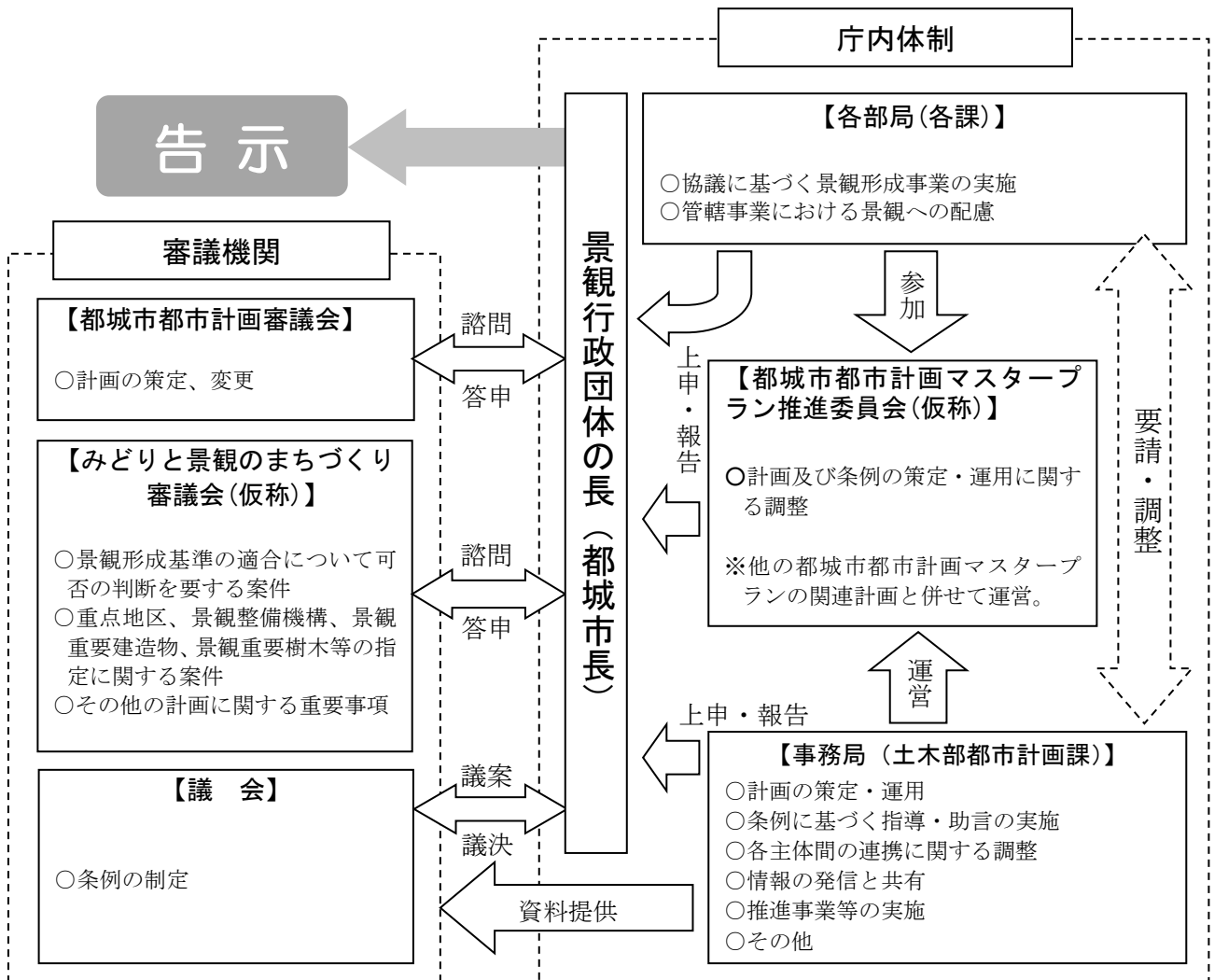




1-4 みどりと景観のまちづくり計画に係る庁内体制について

以下の庁内体制フローに示すように、庁内では各部署の連携を図り、さらに、都市計画審議会、(仮称)みどりと景観のまちづくり審議会などの審議を行いながら、『みどりと景観のまちづくり』を推進します。

図表 13-3 庁内体制フロー

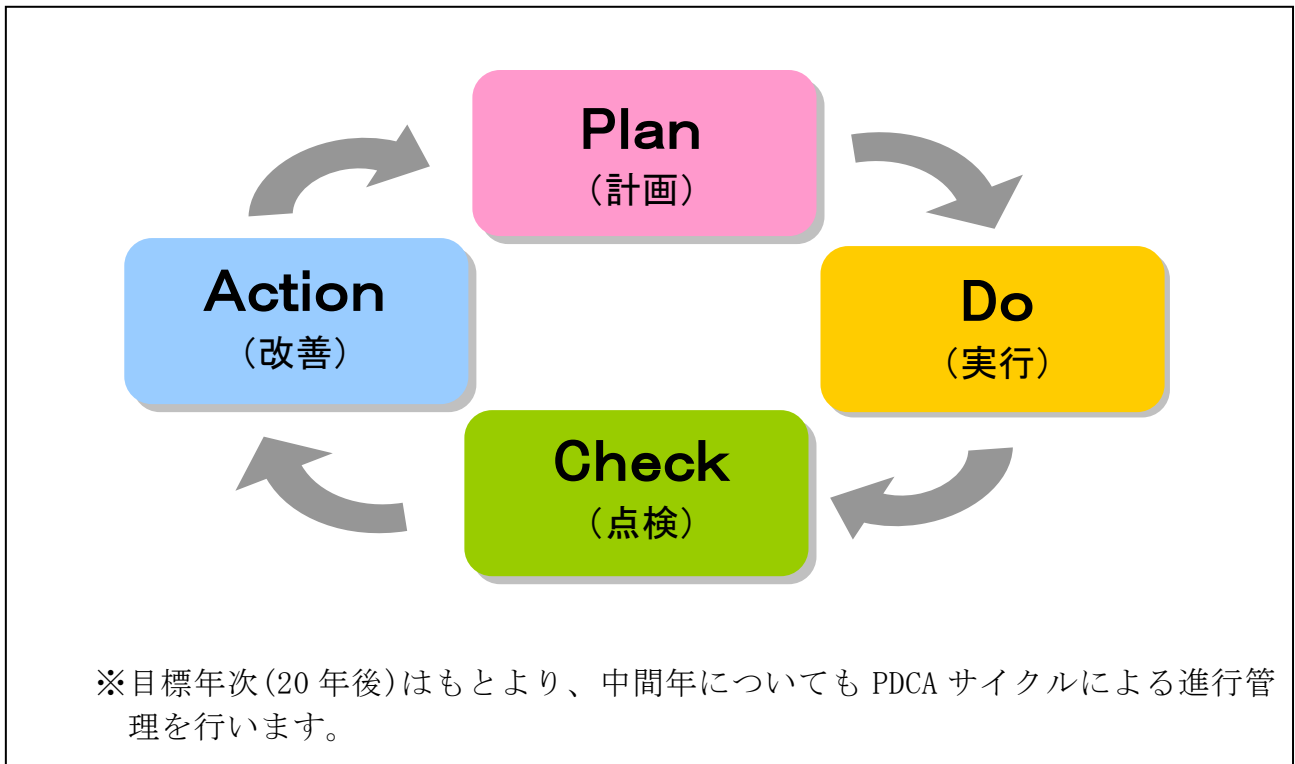


1-5 計画の達成状況の点検・成果の把握

●PDCAサイクルによる進行管理

本計画で定めた景観形成基準や施策の取組方針を踏まえた各種事業計画は、その実行の結果について必要な点検を行うことで、本計画の達成状況を評価します。そして、その後の事業計画の改善や計画の改定へと反映させる PDCA サイクルによる進行管理を進めます。

図表 13-4 PDCA サイクルの流れイメージ



◆計画の成果指標

本計画の基本理念と将来像の実現に向けた取組の結果を分かりやすく捉えるため、取組の成果指標となる目標を設定します。

成果指標	現況値	平成44年度 目標値	種別
● みどりと景観の重点地区の指定数	—	↑	景観・みどり
● 住民一人当たりの都市公園等面積	32.3 m ² /人	→	みどり
● まちの景の緑被率	約 23.5%	→	みどり
● 市民の景観への満足度	45%	↑	景観
● 表彰制度による表彰者数	—	↑	景観・みどり
● 地区管理公園数	72 箇所	↑	景観・みどり

※地区管理公園数は、緑地を除きます。

※ 種別

- ・ 景観 : 景観計画に関連する成果指標
- ・ みどり : みどりの基本計画に関連する成果指標



